安全センター情報2001年5月号　通巻第275号
2001年4月15日発行　毎月1回15日発行
1979年12月28日第三種郵便物認可

2001
5
MAY

特集●
労働基準行政と情報公開

安全センター情報

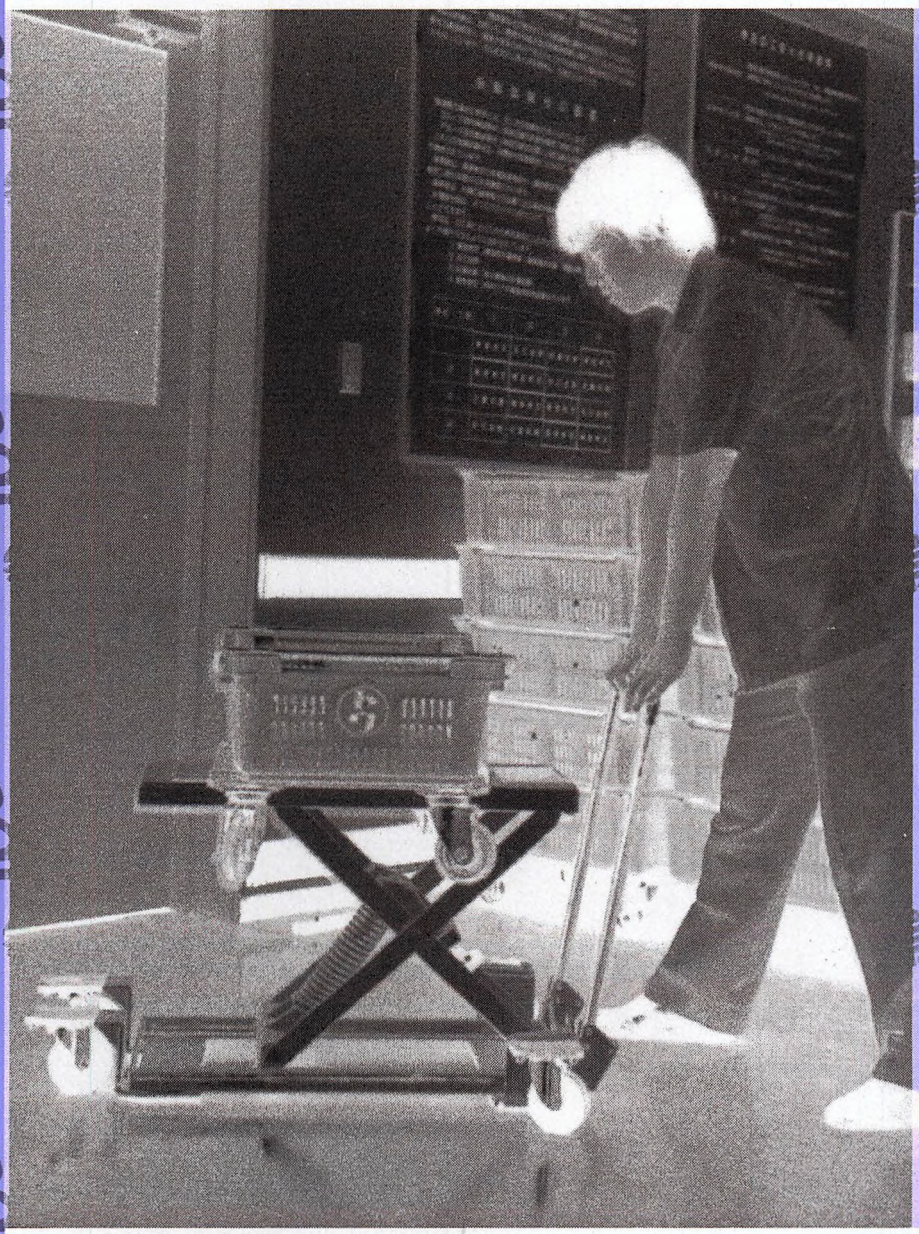

重量物挙上作業の改善事例ーケースが減るごとに上昇するリフト

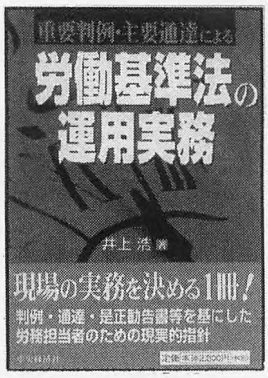

重要判例・主要通達による
労働基準法の運用実務

長年労働基準監督署で実務に携わってきた著者が、その体験、知識、知恵を余すところなく書き綴った実務指針。実務上最も影響の大きい労働省通達とその疑問点に重点を置きながら、第一線での活用方法を解説。

1999年10月発行
井上　浩 著
A5判 200頁 2,300円

中央経済社 〒101 東京都千代田区神田神保町1-31-2
TEL(03)3293-3381 FAX(03)3291-4437

最新 労災保険法

実務指針とされている行政通達をベースに、業務上外の判定、給付基礎日額の算定、治癒認定等のまさに実務そのものといえるテーマに重点を置き、一部戦前の解釈にもふれながら解説。第2版では、急増する過労自殺に対する新しい認定基準を含め、最新の内容に刷新。

[第2版]
1999年11月発行
井上　浩 著
A5判 278頁 4,700円

中央経済社 〒101 東京都千代田区神田神保町1-31-2
TEL(03)3293-3381 FAX(03)3291-4437

最新 労働安全衛生法

労働安全衛生法は、労働の場での安全と衛生を確保し、労働災害を防止するために頻繁に改正が行われ、規制の内容は複雑かつぼう大なものになっています。本書は、法の全容を要説するとともに、解釈・運用上の問題についても最新の法令に基づき詳述したものです。

[第3版]
1999年6月発行
井上　浩 著
A5判 255頁 3,500円

中央経済社 〒101 東京都千代田区神田神保町1-31-2
TEL(03)3293-3381 FAX(03)3291-4437

賛助会員・定期購読のお願い

全国安全センターの活動に御賛同いただき、ぜひ賛助会員として入会して下さい。
賛助会費は、個人・団体を問わず、年度会費で、1口1万円で1口以上です。「安全センター情報」の購読のみしたいという方には購読会員制度を用意しました。こちらも年度会費で、1部の場合は賛助会費と同じ年1口1万円です（総会での決議権はありません）。賛助会員には、毎月「安全センター情報」をお届けするほか（購読料は賛助会費に含まれます）、各種出版物・資料等の無料または割引提供や労働安全衛生学校などの諸活動にも参加できます。

- 東京労働金庫田町支店「(普)7535803」
- 郵便振替口座「00150-9-545940」
  名義はいずれも「全国安全センター」

全国労働安全衛生センター連絡会議
〒136-0071 東京都江東区亀戸7-10-1 Zビル5階
TEL(03)3636-3882 FAX(03)3636-3881

安全センター情報2001年5月号目次［全国労働安全衛生センター連絡会議　通巻第275号　2001年4月15日発行］

特集／労働基準行政と情報公開

旧労働省の体質から脱皮を

厚生労働省交渉に向けて

全国安全センター事務局長　古谷杉郎……2

「部内限」通達等も開示へ 専門検討会等の情報公開も

フォローアップと情報公開法の活用を……7

厚生労働省の政策評価実施要領への意見……10

就業規則の開示の要請等の取扱いについて……15

厚生労働省交渉の記録「A. 全般的事項」……16

連載2―塩沢美代子

語りつがねばならぬこと　28

ドキュメント

アスベスト禁止をめぐる世界の動き

WTO上訴機関がアスベスト禁止を支持……33

ブラジル・サンパウロ市がアスベストを禁止……38

21世紀の労働衛生研究戦略（下）

III　リスク評価とOSH-MSに関する研究領域……39

各地の便り／世界から

アメリカ連邦議会が人間工学規則を無効化……44

神奈川●有機溶剤による中毒性調節障害……47

東京●ベトナム人医師のじん肺研修受け入れ……49

東京●針刺し事故から1年後にC型肝炎発症……50

イギリス●3年間のストレス・キャンペーンを開始……51

高知●産衛学会がシリカを第1群発がん物質に……52

表紙写真／重量物挙上作業の改善事例―ケースが減るごとに上昇するリフト（日本電機計器検定所労働組合）

労働基準行政と情報公開 旧労働省の体質から脱皮を

厚生労働省交渉に向けて

古谷杉郎
全国安全センター事務局長

「国民主権の理念にのっとり、行政文書の開示を請求する権利につき定めること等により、行政機関の保有する情報の一層の公開を図り、もって政府の有するその諸活動を国民に説明する義務が全うされるようにするとともに、国民の的確な理解と批判の下にある公正で民主的な行政の推進に資することを目的とする」―情報公開法（行政機関の保有する情報の公開に関する法律）が、いよいよ2001年4月1日から施行される。

秘密通達「開示範囲は拡大されず」

これにより労働基準行政の情報公開が格段に進むのではないかという期待と同時に、その期待も裏切られるのではないかという危惧も大きい。

なぜなら、現在の情報公開法自体の問題以前に、労働基準行政には数々の「前科」があるからであり、その隠蔽体質は、以下のような「部内限」―秘密通達に端的に示されている。

・昭和57年2月「第三者からの文書の開示等の要請に対する取扱処理要綱」（部内限）
・平成4年3月31日付け基発第189号「行政情報公開基準の取扱いについて」（部内限）
・平成6年9月30日付け基監発第57号・婦政発第41号「行政手続法の施行に伴う労働基準法等関係法令（労災関係を除く。）に基づく業務の運営に当たり留意すべき事項について」（部内限）
・平成6年9月30日付け労災管理課長・補償課長・労災保険業務室長事務連絡「行政手続法の施行に伴う労働者災害補償保険法等労災関係法令に基づく業務の運営に当たり留意すべき事項について」

きわめつけは、2番目の平成4年3月31日付け基発第189号通達である。

平成3年12月11日付け情報公開問題に関する連絡会議申合せとして、新たに「行政情報公開基準」が策定された。秘密通達ではない平成4年3月31日付け基発第188号労働基準局長通達「行政情報公開基準について」では、「今般、各省庁の文書担当課長で構成される『情報公開問題に関する連絡会議』において、別添のとおり行政情報

公開基準に関する申合わせがなされ、今後、国民一般に対する行政情報の公開・非公開の判断は、この行政情報公開基準により行うものとされたので了知のうえ、この取扱いに遺憾なきを記されたい」として、全国の都道府県労働基準局長に行政情報公開基準を周知した。

基発第188号通達は以上が全文であるが、同時に出された、「行政情報公開基準の取扱いについて」指示した基発第189号通達の方で、そこでは堂々と、「これ[行政情報公開基準]により労働基準行政としての文書開示に関するこれまでの考え方が変更され、公開する文書の範囲が拡大されるものではない」、と明記しているのである。

「部内限」という不思議な取扱い

行政情報公開基準は、情報公開を促進するために策定されたものではなかったのか? しかも、この通達自体が、「部内限」—秘密通達なのである。

この「部内限」という不思議な取り扱いをされている通達等については、旧労働省の文書管理規程、秘密文書管理規程にも一切定めがない。過去何度も取り扱いの定めをした文書を明らかにせよと迫ってきたが、一度も公表されたことがない。

「探してみたがなかった」、「大臣官房にも確かめてみたが…」と回答したこともあった。それでは実際にはどのように「部内限」、「取扱注意」等の表示がつけられているのか。「『取扱注意』の方は宛名人限りという意味で使われているのではないか。『部内限』の『部内』がどこまで指しているか定かではないが…」、「これらの表示をつけるのは課長、局長クラスだと思うが…」と曖昧であった。(監督課法規係長の回答—1998年4月号7頁参照)。

文書による説明を手に入れることができたのは一度だけ。1991年3月11日に、全国安全センターが関係市民団対等とともに「外国人労働者の労災問題」について労働省と話し合いをもった際に示された一片の説明書きである。これには、「労働省における秘密文書の取扱いについて」、以下のように記されていた。

「労働省においては、秘密保全が必要で、関係者以外の者に知らせてはならない事項を記載した文書(以下「秘密文書」という。)は、『極秘』または『秘』に区分して取り扱っている。

『極秘』及び『秘』の区分は次のとおりである。

(1) 極秘　秘密保全が高度に必要で、その漏えいが国の安全または利益に損害を与えるおそれのある秘密をいう。

(2) 秘　　極秘に次ぐ程度の秘密保全が必要で、関係者以外には知らせてはならない秘密をいう。

なお、秘密文書として取り扱う必要はないが、業務の遂行上慎重な取り扱いを必要とする文書については、『部内限』または『取扱注意』と表示して取り扱うこととしている。」

厚生労働省は、今年1月6日付けで「厚生労働省文書管理規程」(厚生労働省訓第21号)を策定している。このなかで、第6章(第55-63条)として、「秘密文書の取扱い」についても規定しており、ここで秘密文書とされるのは、「極秘」、「秘」とされる文書のことで、基本的に旧労働省、旧厚生省における取り扱いと変わらない。それ以外に、「部内限」、「取扱注意」等とされる文書についての規定は一切ない。(なお、同規程の制定通知—総発第9号大臣官房総務課長通達「厚生労働省文書管理規程の制定について」では、「新規程の留意事項については、別途示す予定」とされており、これはまだ公表されていないため、示されているなら公表するよう要望している。)

仮に「部内限」、「取扱注意」等という取り扱いをする必要があるのであれば、そのような取り扱いをするべき理由、根拠、取り扱いの規程等が明らかにされなければならない。これは、より秘密度の高い「極秘」、「秘」とされる文書についてさえ、文書管理規程で規定されているのだから、当然のことと言えよう。そして、そのような取り扱いをする理由が、情報公開法の規定する不開示情報としての妥当性をもたなければならないことも当然である。

情報公開法の施行に関連した—とりわけ開示・非開示の区分、基準等を示した—秘密文書が存在してはならないと考えるのである。旧労働省の「前

科」があるだけに、「今度こそ」開かれた情報公開のあり方が確立されることを強く要望する。

「部内限」は「存在も開示しない」

先に一覧にした通達の冒頭に示した「第三者からの文書の開示等の要請に対する取扱処理要領」(昭和57年2月)は、「近時、業務上災害の損害賠償請求訴訟等に関連して、裁判所、弁護士会等から災害調査復命書その他労働基準行政機関の所持する文書の開示等を要請される事案が多くみられる」ことに対応したものだった。

このときにも、「部内限」の取扱処理要綱のほかに、「部内限」の表示がない昭和57年2月28日付け基発第128号「第三者からの文書の開示等の要請に対する取扱いについて」が合わせて出されている。

こちらでは、「回答して差し支えない事項は、①労働基準行政機関として調査検討が十分に尽くされ、かつ、何らの意見、判断等を含まない客観的事実であって、②企業の秘密あるいは個人の名誉、プライバシー等に属しない事項であること」、ただし、「回答するに当たっては、…[文書の]生の姿で行うことは適当ではなく、必要な事項に限って別途回答する」、等という一般原則を示している。

一方で、「部内限」の取扱処理要綱では、例えば、災害調査復命書等の記載事項では、「法違反の有無、内容、程度、原因、措置、再監督の要否、災害発生の原因等を除く」—開示しない、などという具体的指示を行っている(これだけ「除かれて」しまったら、意味のある何が開示されるというのだろう)。

合わせて、「業務運営に係る『部内限』通達等」については、「その内容のすべてについて部外者へ開示してはならないことはいうまでもなく、当該文書の存在そのものについても開示すべきものではないこと」、と指示しているのである。

行政手続法一覧表も秘密通達

1994(平成8)年10月1日には、「行政運営における公正の確保と透明性の向上を図り、国民の権利利益の保護に資することを目的」とした—行政手続法が施行された。

行政手続法では、①許認可等の「申請に対する処分」については、審査基準と標準処理期間の設定・公表、②許認可等の取消し、営業停止等の「不利益処分」については、処分基準の設定・公表等、などが定められている。

同法の施行に当たっては、「部内限」の表示がない平成6年9月30日付け基発第612号・婦発第273号労働基準局長・婦人局長連名通達「行政手続法等の施行について」等が示されている。この通達には、関係する「申請に対する処分一覧表」と「不利益処分一覧表」が添付されているのであるが、この一覧表にはいずれも、処分内容、根拠条文、処分権者のみしか記載されていない。

一方、同じ日付で、「部内限」とされる基監発第57号・婦政発第41号監督課長・安全衛生部計画課長・賃金時間部労働時間課長・婦人政策課長連名通達「行政手続法の施行に伴う労働基準法等関係法令(労災関係を除く)に基づく業務の運営に当たり留意すべき事項について」、および、労災管理課長・補償課長・労災保険業務室長連名事務連絡「行政手続法の施行に伴う労働者災害補償保険法等労災関係法令に基づく業務の運営に当たり留意すべき事項について」も出されている。

こちらの「部内限」通達・事務連絡にも、「申請に対する処分一覧表」と「不利益処分一覧表」が添付されており、こちらには、処分内容、根拠条文、処分権者だけでなく、「申請に対する処分」については、審査基準、標準処理期間、公聴会の開催の有無、理由の提示の有無も、「不利益処分」については、聴聞又は弁明の別、処分基準、理由の提示の有無も記載されている(1995年10月号14-22頁に示したものはこれである)。

行政手続法によって設定・公表すべきとされている内容が、「部内限」の秘密通達にしか記載されていないのである。

これらの情報を記載した一覧表を公開・公表せよという再三の要望に対しては、「あれば便利とは思

うが、作成していない」などと平気で「嘘」をついたこともある(1998年4月号7頁参照)。小出しに部分的に提供したことはあるものの、旧労働省は要望に応じてこなかった。新たに作成するまでもなく、これらの秘密通達に添付された一覧表を公開・公表すればすむにもかかわらず、である。

なお、この一覧表でも、労災認定基準等については、審査基準は「昭41.1.31基発73号等」とされているだけで、関係する通達のすべては網羅されていない。

この点、平成11年6月の総務庁「行政手続の公正及び透明性の確保に関する調査結果に基づく勧告」において、「申請者から照会があった場合に法令所管省庁の運用通達等を説明すればよいと考え、あらかじめ当該行政庁の審査基準として設定する必要がないと解しているものや、運用通達等が公表されている場合には、これを踏まえた当該行政庁の審査基準を設定する必要がないと解しているものがある」、「審査基準として通達集等の名称をそのまま列挙するのみであり、どの通達等のどの箇所が審査基準に該当するのか明確にされていないもの」がある等と指摘されていることにかんがみても大いに問題があろう。

労災認定基準の留意事項も秘密

さらに、行政手続法の留意事項を示した秘密通達では、「部内限通達・内かん、疑義応答集等部内限扱いのものについては、『審査基準』とは取り扱わず、また、公開もしないこと」(基監発第57号・婦政発第41号)、「労災保険事務取扱手引等部内限となっている通達及び課長内かんについては、審査基準としては取り扱わず、また、公にもしないこと」(労災関係事務連絡)と、わざわざ指示している。

「部内限」通達・事務連絡等であっても、行政手続法上の審査基準・処分基準に該当するものは、公表するか廃止せよとの再三の要望に対して、旧労働省は、「該当するようなものは『部内限』等にはしていない」と突っ張ねてきた。

例えば、労災認定基準は、行政手続法上の「申請に対する処分の審査基準」に該当するのだが、いわゆる「認定基準の留意事項」を示した文書はほとんどが非公開の事務連絡である。それらの内容は、常識的にみれば「審査基準」に間違いないのであるが、「公にもしないこと」とされてしまっているのである。最近では、精神障害等の判断指針の場合のように、労働省が自らの都合で事務連絡も公表する事例も見受けられるようになってきたが、事務連絡が前記秘密通達でいう「課長内かん」であることに変わりはない。

いくつか例をあげれば、次のようなものがある。

- 平成7年2月1日付け補償課長事務連絡「脳血管疾患及び虚血性心疾患等(負傷に起因するものを除く。)の認定基準の運用上の留意点等について」
- 平成8年2月23日付け補償課長事務連絡「労災保険における『はり・きゅう及びマッサージ』の施術に係る保険給付の取扱いの運用上の留意事項について」
- 平成8年11月19日付け労災監理課長・補償課長事務連絡「労災保険給付に係る後続請求の取扱いについて」(部内限)
- 平成9年2月3日付け補償課長事務連絡「上肢作業に基づく疾病の業務上外の認定基準の運用上の留意点について」
- 平成11年9月14日付け補償課長事務連絡「心理的負荷による精神障害等に係る業務上外の判断指針の運用に関しての留意事項等について」

自治体の情報公開では開示

「公開する文書の範囲が拡大されるものではない」と言い切った、前出「部内限」の平成4年3月31日付け基発第189号「行政情報公開基準の取扱いについて」は、前号の「なくせ『労災隠し』」特集記事でも指摘しているように、「具体的な文書の取扱い」で片っ端から様々な文書を非公開にしてしまっている。

部内限の表示をしている通達、事務連絡文書、

内部管理運営文書、監督復命書、災害調査復命書、申告処理台帳、是正勧告等臨検監督等の記録・結果・処理経過・改善措置等に関する文書、労働者死傷病報告書、時間外・休日労働に関する協定届、就業規則届、労働安全衛生法第88条に基づく計画等の届出、司法事件関係文書、労災保険給付支給請求書等、処分に関する文書等々といった具合である。行政運営方針についてさえ、原則非公開で、「行政運営の基本方針に限って記載したものは公開する」ということになっている。

付言すれば、この通達と同時期に、平成4年3月30日付け職発第167号「行政情報公開基準の運用に当たり留意すべき事項について」という職業安定局長通達も出されており、これも「部内限」とされている。この通達も、「これ（行政情報公開基準）により従来の職業安定行政としての文書開示に関するこれまでの考え方が変更され、公開する文書の範囲が拡大されるものではないことに留意されたい」と明記、「部内限、取扱注意等の表示をしている通達は…非公開として取り扱うこと」と指示している。

しかし、こちらの通達は、宛先が各都道府県職業安定主務課長となっていることから、通達を受け取った側の地方自治体の情報公開条例に基づいて開示されている事例があるのである（関西労働者安全センターの請求で大阪府が開示した例など）。

そのためであろうが、職業安定局長はあらためて、平成6年4月28日付け職発第293号「職業安定機関が管理する文書に係る情報公開条例に基づく公開請求への対応について」という通達を発し、「国の判断と都道府県の判断との間に齟齬が生じないようにすることが必要であるから、…情報公開条例に基づく公開請求がなされた場合は、すみやかにその旨を本省に連絡すること」、「本省の回答を待って対応すること」などを指示している。

新通達で示された具体的な文書の取り扱いは旧通達と変わっていないので、旧労働省としては悔い改めずに、地方自治体に「勝手に開示するな」とたがをはめたものと考えられる。しかし、この職発第293号通達には「部内限」の表記はないものの、新通達自体も、地方自治体の情報公開条例に基づいて開示されてしまっている。

情報公開法施行を契機に

以上みてきたことから、旧労働省の情報公開に対する姿勢は十分理解されることと思う。

情報公開法で不開示とすることのできる情報は、①個人情報、②法人情報、③国の安全・外交情報、④公共安全情報、⑤意思形成過程情報、⑥行政執行情報、の6種類とされている。

個々の内容については様々な議論もあるが、情報公開法が施行されたもとでは、ここで取り上げたような秘密通達や非公開とされてきた文書の多くは、情報公開法による開示請求手続を使って開示させることはできるし、していきたいと考えている。

旧労働省自体も、それまで一貫して非公開として取り扱ってきた就業規則について、届出事業場の労使からの開示要請に対して、限定的ではあるが開示するようになった（15頁参照―平成10年2月24日付け基発第62号「就業規則の開示の要請等の取扱いについて」。ただし、これも「部内限」通達なので、公表されておらず、知られてもいない。）

けれども、一方で、それらの文書の多くが、本来は、煩わしい開示請求の手続などを経なくとも公開され、入手できるようになっていなければならないものだとも考えるのである。

そのために、情報公開法の施行という機会に、新生厚生労働省としての情報開示の姿勢を質し、チェックしていきたい。

SHC

※全国安全センターではさる3月29日に、厚生労働省になってから初めての交渉を行った。例年どおり、「A.全般的事項」、「B.労働安全衛生関係」、「C.労災補償関係」という大枠で要望事項を提出したが、A.は情報公開・行政情報化が中心テーマになった。この文章は、厚生労働省交渉に向けて同省の記者クラブに資料として配布したものである。今回配布時の内容のまま掲載し、交渉でのやりとりについては、次の記事で紹介する。

「部内限」通達等も開示
専門検討会等の情報公開も

フォローアップと情報公開法の活用を

全国安全センターは3月29日、4年目の―厚生労働省になってからは初めての交渉を行った。国会審議が入ってしまい監督課が欠席したこと等もあって再度交渉の場を設定するよう要望しているところでもあり、今回は、情報公開に主に焦点を当てた「A. 全般的事項」についてのみ報告する。

結論的に言えば、労働基準行政における情報公開は、情報公開法の施行と厚生労働省の新設の影響を受けて格段に変化する可能性がうかがえたということであろう。ただし、前稿で述べたような旧労働省の極端な隠蔽体質と比較しての「格段」であり、現実の対応で検証することも含めてフォローアップが不可欠である。

「部内限」表記があっても開示

前稿で述べた「部内限」等の秘密通達については、予想されたとおりでもあるが、「『部内限』等の表記がなされていることと情報公開法とは無関係。情報公開法で6類型化されている不開示情報に該当しない限りは開示する義務がある」ということが確認できた［A2⑥―16頁以下に掲載した要望事項の関係番号、以下同じ］。

情報公開法の施行―とりわけ開示・不開示の判断基準―に関連した秘密の内規・通達等は絶対策定しないこと、という要望に対しても、「ない」と言明した［A2⑤］。

「厚生労働省文書管理規程」（厚生労働省訓第21号、http://wwwcl.mhw.go.jp/~jourei/doc/tsuchi/kitei2.pdf）の第6章「秘密文書の取扱い」によって「極秘」、「秘」とされる文書以外に「部内限」等の表記や取り扱いをする根拠は、旧労働省においても、旧厚生省においても存在しなかったし、厚生労働省になった現在も存在せず、策定するつもりもないという。情報公開法上の不開示情報に該当する文書にどのような表記をするかといったことについて指示した文書も存在していない。

であるならば、不透明さを排除するためにも、「部内限」等の表記や取り扱い自体を廃止されたいと要望したが、これについては明答が得られなかった。やりとりの最後は、「旧厚生省ではほとんどそういう取り扱いはなかったので、はじめて［旧労働省の］実態を聞かせているわけなのですが、なかなかこの場でどうするということは答えられない」という情報公開文書室の担当者の発言だった。

しかし、旧労働省関係の各課の担当者は、これまでの「部内限」等通達を廃止するつもりはないと言明［A2⑤］しているし、労災認定基準の運用上の留意事項を示した事務連絡等が行政手続法上公にすべきとされている審査基準に該当するという問題についても、いかにも官僚答弁だが、「審査基準としては取り扱われていないと承知している」という回答であった（ただし、「不開示情報にあたる

部分を除き当然開示する」とも言っている）[A2⑧]。

このような状況なので、引き続き監視をゆるめるわけにはいかないと考えている。

労災レセプトの本人開示可能に

実際問題としては、具体例としてあげたいくつかの「部内限」通達等は、公共安全情報―犯罪の予防・捜査等に支障を及ぼすおそれがある―という不開示理由に該当する部分等を除くものがあり得るという発言はあったものの、ほとんど開示される模様である。

健康保険や国民健康保険では実現しているのに労災保険では認めてこなかったレセプト（診療報酬明細書）の本人に対する開示も、健保の場合と同様に医療機関の了解が得られればという条件付きながら、可能であることも確認できた。そのような取り扱いについて示した文書は「ない」が、労働基準局労災補償部補償課として従来の方針を転換し、昨年実例が1件あったということである。

今後、現場―労働基準監督署レベルで問題になってくると予想される就業規則や時間外・休日労働に関する（36）協定、監督結果、労働者死傷病報告、労働災害調査結果等々の開示に関しては、監督課が欠席したこともあって今回は十分詰められなかった。

ただし、個人情報および法人情報が情報公開法上の不開示情報とされていることを根拠に不開示となる場合が多いことが予想される。とりわけ本人からの開示請求に対して、個人情報であることを理由に不開示とする場合が問題となろうが、情報公開法はこの問題の解決を「先送り」していて、現行では開示請求者が本人であるかどうかを問わずに、個人情報を不開示とすることができるとしているからである。

交渉の場で提供された厚生労働事務次官通知「情報公開法の施行及び厚生労働省が保有する行政文書の開示請求に対する開示決定等に係る審査基準」（平成13年3月19日付け厚生労働省発総第20号、http://kukai.mhlw.go.jp/p_doc/html/ShinsaKijun.htm）も「本人からの開示請求」について、以下のように書いている。

「本法の開示請求制度は、何人に対しても、請求の目的の如何を問わず請求を認めていることから、本人から、本人に関する情報の開示請求があった場合にも、開示請求者が誰であるかは考慮されない。したがって、特定の個人が識別される情報であれば、…［一定の例外］…に該当しない限り、不開示となる」。

いずれにしろ、今後の現場段階における取り組みの課題だろう。

審議会―3つは会議自体を公開

審議会に関しては、中央労働基準審議会、労災保険審議会、じん肺審議会の3つが統合されるかたちで、新たに「労働政策審議会」が設けられた。同審議会には、7つの分科会―①労働条件分科会、②安全衛生分科会、③勤労者生活分科会、④職業安定分科会、⑤障害者雇用分科会、⑥職業能力開発分科会、⑦雇用均等分科会、および、9つの部会（以下の括弧内は各部会が置かれる上部にあたる分科会）―労災保険部会（①）、じん肺部会（②）、中小企業退職金共済部会（③）、雇用対策基本問題部会（④）、雇用保険部会（④）、民間労働力需給制度部会（④）、勤労青少年部会（⑥）、家内労働部会（⑦）、が置かれる。

総務庁行政監理局等の「審議会等の公開等の推進状況に関するフォローアップ調査結果」によると、会議自体を公開している審議会等は40.1%、議事録を公開しているもの73.6%、議事要旨のみの公開は20.4%で平成8年の第1回調査の46.0%から半減している。旧労働省はこの面で圧倒的に遅れてきたのである。

審議会の会議自体および情報の開示の促進はわれわれのかねてからの要望であったが、今回、労働政策審議会の本審議会および安全衛生分科会、じん肺部会の3つについては、会議自体を公開することが決定された（その他の分科会・部会は「非公開」を決定済み）。「議事録については、本審

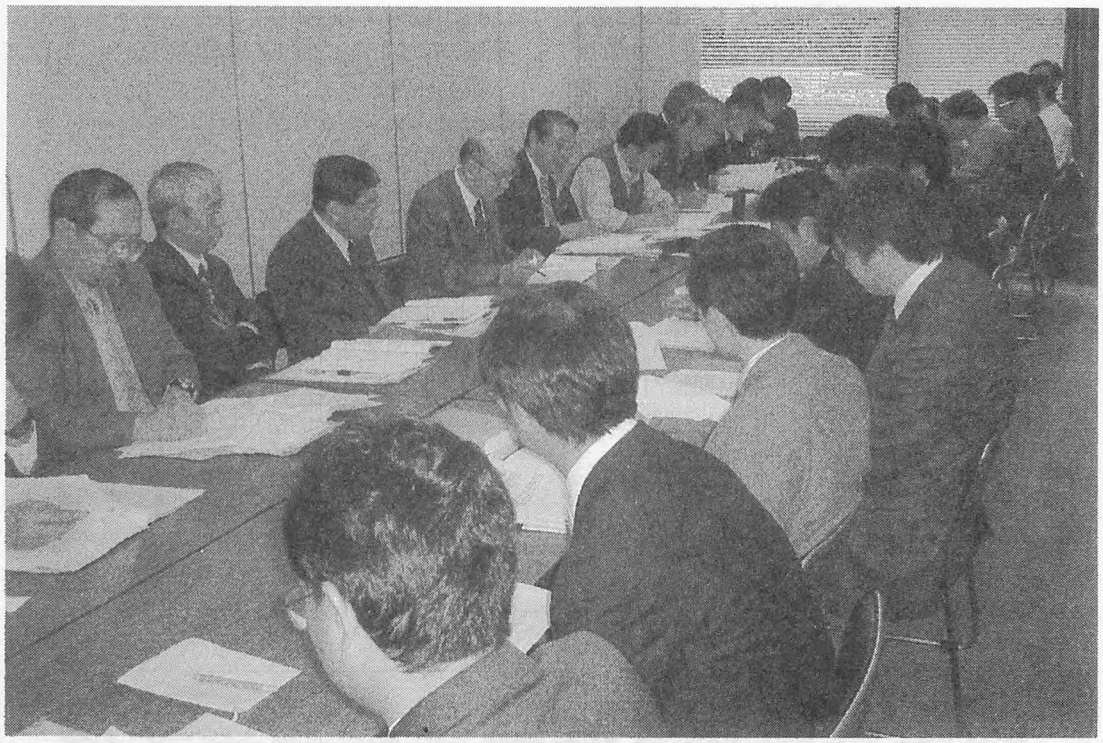

全国安全センターの厚生労働省交渉（2001.3.29、左側が全国安全センター側出席者、中央が井上浩議長）

議会、分科会、部会を問わず、文書閲覧窓口やホームページで公開。配布資料等も基本的に文書閲覧窓口で公開する。できるだけ公開を進めていきたいというのが方針」、とのことである［A3③］。

もちろん、審議会の資料等も当然行政文書に該当するので、情報公開法に基づく開示請求の対象となり、同法上の不開示情報でなければ開示されることになる［A3④］。

専門家検討会の名簿等も公開

いわゆる専門家検討会等は、「大臣等の決裁を経て行政機関職員以外の有識者等の参集を求める会合」、「審議会等とは異なりあくまでの行政運営上の意見交換、懇談の場」としての「懇談会等」という範疇でくくられる（「いかなる文書においても『設置する』等の恒常的な組織であるとの誤解を招く表現を用いないものとする」ともされている）。

昨年の旧労働省との交渉の時点では、労働安全衛生・労災補償関係で「審議会等台帳」に記載されていた懇談会等は、「これからの産業保健のあり方に関する検討委員会」（平7.4.26の報告書の提出をもって活動終了）のみであった。

しかし、われわれの要望を受けて、その後昨年8月1日時点で、台帳未掲載の懇談会等について一斉に掲載され、その後も参集を求めるごとに掲載しているとのこと。今回の要望を受けて漏れているものがないか各課において確認したということも明らかにされた。これによって存在と目的、参集者の氏名等公表された懇談会等は、以下のとおりである。

さらに情報公開文書室として、「審議会等台帳のホームページ上での公開はやっていなかったが、ご指摘を踏まえて次の更新の段階で、新しく出てきた資料についてはホームページに載せるという方向で今後対応していきたい」という方針も表明された。成果物（報告書）や議事録等の資料等の開示

についても改善が進みそうである。[以上、A3⑤]

ただし、別のやりとりで、安全衛生部化学物質調査課が参集を予定している管理濃度の見直しに関する検討会について、懇談会等に該当するのではないかと質したところ、担当者はその場では判断できず、後日、「該当するものと考えるので、参集し次第、台帳に掲載する」と回答してくるという具合なので、フォローアップが必要である。

- 労災保険制度のあり方に関する研究会（平11.10 報告）
- 労働基準法施行規則第35条定期検討のための専門委員会（昭53.12.1 第1回会合）
- 義肢等補装具専門家会議（平元.9.29 第1回会合）
- じん肺症患者に発生した肺がんの補償に関する専門検討会（平12.12.5 報告）
- 振動障害の検査手技に係る技術専門検討会（平11.10.29 第1回会合）
- 眼の障害認定に関する専門検討会（平11.12.22 第1回会合）
- 精神・神経の障害認定に関する門検討会（平12.2.9 第1回会合）
- 耳鼻咽喉の障害認定に関する専門検討会（平12.7.26 第1回会合）
- 小規模事業場における健康確保方策の在り方に関する検討会（平11.9.10 第1回会合）
- 労働者の健康情報に係るプライバシーの保護に関する検討会（平12.7.14 中間取りまとめ）
- 健康診断の有効的活用に関する評価調査研究評価会議（平11.7.9 第1回会合）
- 脳・心臓疾患の認定基準に関する専門検討会（平12.11.8 第1回会合）
- VDT作業に係る労働衛生管理に関する検討会（平12.12.21 第1回会合）

厚生労働省の政策評価実施要領

「労災隠し」根絶、安全健康確保に具体的目標を

全国安全センターのパブリック・コメントと回答

厚生労働省に対する要望事項A5①では厚生労働省としての「政策評価実施要領」について質しているが、要望提出後に「厚生労働省政策評価実施要領（案）」が示され、3月7-21日にパブリックコメント手続が実施された。全国安全センターでは9項目にわたる意見を提出したが、3月29日にその結果が示された（http://www.mhlw.go.jp/public/kekka/p0329-1.html）。以下に提出した意見とそれに対する厚生労働省の考え方を紹介する。

なお、3月30日付けで「厚生労働省政策評価実施要領」（http://www.mhlw.go.jp/houdou/0104/h0406-1.html）が策定され、「平成13年度において社会保険庁が達成すべき目標」（http://www.mhlw.go.jp/houdou/0104/h0406-3.html）も公表されている。

今後公表される厚生労働省としての「運営方針」に、われわれの意見が反映されるかどうか注目していきたい。

× × ×

1. 評価の対象となる「政策」の範囲・内容がわかりにくい。【注】旧労働省における5年計

・職業がん対策専門会議（平12.11.17 検討結果報告）
・じん肺有所見者の肺がんに係る医療実践上の不利益に関する検討会（平12.12.25 第1回会合）

委託研究の内容・成果の公表

昨年、労働安全衛生、労災補償に関連した委託研究等について、現在進行中のものの一覧、及び、過去10年間の業績の一覧を示されたいという要望をしたが、双方の関係部署とも、「委託研究等」と言われても、何をさしているのかよくわからない（!）というの回答であった。政府の「行政の情報化の推進」の関連では「白書・年次報告書、調査研究報告書及びこれらに類するもの」という記述がある。また、厚生労働省のホームページでは、「白書・法令など」のコーナーの中に「調査研究」というコーナーが設けられ、各年度の厚生科学研究費補助金各研究事業の概要および厚生科学研究成果抄録データベースが提供されている。

「調査研究」でも「委託研究」でもどちらでもよいが、それらに類するものの、少なくとも成果物は情報公開法による開示の対象になるものと理解するところである。

昨年12月25日に発表された「21世紀の労働衛生研究戦略協議会報告書」では、「研究の重要性について国民的理解を得る」こととしているが、労働衛生研究に限らず、研究の成果が公表され、現場で活用できるようにしなければ、国民の理解が得られようはずもない。

今回あらためて、労働安全衛生、労災補償に関連した調査研究ないし委託研究やそれに類するも

画の「労働災害防止計画」等および毎年度の「労働基準行政運営方針」等に掲げられる各項目は、すべていずれかの政策評価の対象となる等、わかりやすいかたちで示すべきである。

2. その際、「労働災害防止計画」や「労働基準行政運営方針」等のうちの新規政策の項目は、「予算、財政投融資及び税制に関わる事務事業の導入並びに規制の新設」に該当しないものも、すべて事業評価の対象とすべきである。

【厚生労働省の考え方】 政策評価の対象は、基本的に厚生労働行政全般ですが、どのような政策・施策・事務事業を、いつどのような方式によって政策評価を行うのが適切かということについては、現在、検討を行っているところです。

3. 「労働災害防止計画」等の長期計画を実績評価における「基本目標」、「労働基準行政運営方針」等を同じく「施策目標」・「評価指標」等と位置づけることも検討されたい。

【厚生労働省の考え方】 今後さらに検討を進めて行きたいと考えています。

4. 第8次労働災害防止計画（1993-1997年度）では、死亡災害、重大災害及び重篤な職業病の大幅減少と労働災害発生件数のおおむね25%減少等という達成目標を掲げながら、第9次労働災害防止計画（1998-2002年度）では、その達成状況の評価・総括が行われていない［1998年3月号参照］。労働基準行政運営方針に掲げながら、実行されないまま、翌年度以降の方針では消えてしまうという項目も現にあった。政策評価を実行するなかで、このようなことが生じないようにされたい。

【厚生労働省の考え方】 第9次労働災害防止計画については、中央労働基準審議会における審議の中で、評価等を行った上で策定したものです。

なお、今般の政策評価においては、実績評価において設定した施策目標や評価結果等は公表することとしております。

のについて、現在進行中のものの一覧および過去10年間の業績の一覧を示すよう要望した。[A3⑦]

これに対する回答も去年までとは様変わりで、これまでまったくと言っていいほど開示されなかった、どのような調査研究が行われているか、その成果物についても入手できるようになりそうである。現在各課に問い合わせていることもあり、その結果についてはあらためて順次紹介していきたい。

情報公開と行政情報化は表裏一体

その他こまかいやりとりは後掲の交渉の記録を参照していただきたいが、今回の交渉結果を踏まえて、情報公開法の活用と合わせて考えてい(ただ)きたいのは、情報公開と行政情報化推進が表裏一体の関係にあるということである。

情報公開法では、「行政機関の長は、この法律の適正かつ円滑な運用に資するため、行政文書を適正に管理する」ものとされ、各省庁連絡会議の「行政文書の管理方策に関するガイドライン」や「厚生労働省文書管理規程」等が策定されている[A2②]。行政文書は基本的にファイル単位で管理され、「行政文書ファイル管理簿」は情報公開窓口やホームページ等で閲覧に供される(行政ファイルの名称等は開示されるが、個々の文書については基本的にわからない)[A2③④]。

一方で、「行政情報化推進基本計画」と「共通実施計画」、「各省庁別行政情報化推進計画」等の策定やe-japan(電子政府)戦略等々のもとで[A4①]、「白書等、告示・通達等」や「統計調査結果」等のデータベース化やインターネットによる提供[A5③④]、「行政手続の案内・教示、様式」や「申請・届

5. 実績評価における「基本目標」、「施策目標」・「評価指標」、総合評価における「特定のテーマの設定」についても「速やかに公表する」ものとするとともに、あらかじめ案を公表し、パブリック・コメント手続を実施して決定すべきである。

【厚生労働省の考え方】 御指摘のような事項はパブリック・コメントを行うこととはしていませんが、公表を行うとともに、御意見を受け付け、内容の見直しも適宜行っていくこととしております。

6. 「速やかに公表する」こととされている各方式の評価書・評価結果についても、あらかじめ案を公表し、パブリック・コメント手続を実施して確定すべきである。

【厚生労働省の考え方】 評価書は、基本的に厚生労働省としての評価を明確にするものであり、このためパブリック・コメントの手続をとることは予定しておりませんが、内容を公表するとともに、随時御意見をいただくことにより、厚生労働行政の改善に活かしてまいりたいと考えております。

7. 厚生労働省としての基本目標、施策目標・評価指標の設定にあたって、以下のことを実現すべきである。

① 労働者の安全と健康に関しては、ハザード(危険有害要因)、リスク、症状・兆候、傷病等をできるだけ特定した数値目標を策定すること

② 「労災隠し」、労災保険の未手続事業の解消のための具体的目標を策定すること

③ 国民の安全と健康に関しては、職業上、環境上の要因・影響に関する指標を開発して、目標を策定すること

【厚生労働省の考え方】 基本目標、施策目標、評価指標については現在検討中ですが、様々な御意見を参考にさせていただきたいと考えております。

8. 政策評価においては、必要性、効率性、有効性、公平性、優先性に加えて、透明性、迅速性の観点も重視すべきである。

【厚生労働省の考え方】 今後の運用に当

出等手続」のオンライン化［A5②⑤］、「ノーアクション・レター制度（行政機関による法令適用事前確認手続）」［A5⑥］等々、様々な施策が展開されている。これらの施策についても今回の交渉で取り上げ、とくに行政手続関係では、申請に対する処分についての審査基準として、「部内限」通達も含めたすべての関係通達を個別具体的にわかりやすく提供するよう要望している。

交渉当日の3月29日には、行政情報化推進各省庁連絡会議了承として「行政情報の電子的提供に関する基本的考え方（指針）」が策定され、平成13年度早期に、厚生労働省におけるその「実施方針」も策定・公表される予定である。この指針では、「電子的に提供する情報の内容」として、以下のものをあげている。

① 行政の諸活動に関する情報（広報資料についても充実し電子的に提供）
　(i) 行政組織、制度等に関する基礎的な情報（例：組織、任務、所管法令、所在地、幹部名簿、電話番号、所管法人等）
　(ii) 行政活動の現状等に関する情報（例：主要施策・事業に関する方針・計画、事業の成果・進ちょく状況、統計資料等）
　(iii) 予算及び決算に関する情報
　(iv) 評価等に関する情報（例：各省庁の政策評価の運営方針・実施結果、総務省による行政評価の実施結果等）
② 社会的な有効活用に資する情報
③ 法令により公表等が義務付けられている情報
④ 反復継続的に情報公開法に基づく開示請求が見込まれる情報

4月1日からは、電子政府の「総合相談窓口システム」（http://www.e-gov.go.jp/）として、政府

たって、ご指摘の点を留意していきたいと考えます。

9. 厚生労働省内に設置される「政策評価の実施に関する関係課長会議」における審議等について、逐次速やかに公表すべきである。

【厚生労働省の考え方】「政策評価の実施に関する関係課長会議」は、専ら必要に応じて行う情報交換・連絡調整の場ですのでその内容を公開することはしていませんが、会議資料は、情報公開の対象となるものと考えております。

【注】

平成13年1月15日付け政策評価各府省連絡会議了承「政策評価に関する標準的ガイドライン」（http://www.soumu.go.jp/kansatu/gaido-gaidorain1.htm）では、政策評価の対象としての「政策」を「政策（狭義）」、「施策」、「事務事業」に区分し、政策評価の方式との関係を以下のように説明している。

① **事業評価**―事務事業が中心、必要に応じ、おおむね施策として捉えられる行政活動のまとまりについても対象
② **実績評価**―共通の目的を有する行政活動の一定のまとまり（おおむね施策程度のまとまりに相当）を対象、各府省の主要な施策等に関し幅広く対象
③ **総合評価**―特定の行政課題に関連する行政活動のまとまり（おおむね政策（狭義）や施策ととらえられる行政活動のまとまりに相当）を対象
(イ) **政策（狭義）**―特定の行政課題に対応するための基本的な方針の実現を目的とする行政活動の大きなまとまり
(ロ) **施策**―上記の「基本的な方針」に基づく具体的な方針の実現を目的とする行政活動のまとまりであり、「政策（狭義）」を実現するための具体的な方策や対策ととらえられるもの
(ハ) **事務事業**―上記の「具体的な方策や対策」を具現化するための個々の行政手段としての事務及び事業であり、行政活動の基礎的な単位となるもの

の行政機関の情報を総合的に検索案内するサービスも運用を開始しているところである。

情報公開法が施行されたからといって、行政文書はすべて同法による開示請求手続を経なければ入手できないということになってしまっては、煩わしく費用もかかるばかりでなく、かえって同法の趣旨に反すると言わねばならないだろう。電子的提供に限定せずに、情報公開法による開示請求手続を必要とせずに入手できる行政情報を、量と質の両面において充実させる取り組みを一層強化していきたい。

行政文書ファイル簿をチェック

同時に、情報公開法を活用するにあたって、前出の「行政ファイル管理簿」をぜひ研究していただきたいと考える。

4月1日から、「厚生労働省の情報公開について」というホームページ（http://koukai.mhlw.go.jp/p_doc/index2.html）が利用可能になっており、その中の「行政文書ファイルの検索」→「よりくわしく検索する場合はこちらへ」→「行政文書分類基準表参照」に入ると、24の「大分類」が示され、→「中分類」→「小分類」へと絞り込んで、「行政文書ファイル名」と「管理担当課・係」を検索することができる。そこで具体的な「行政文書ファイル」を選択すると、そのファイルの作成者、作成（取得）時期、保存期間、保存期間満了時期、媒体の種別、保存場所、保存期間満了時の措置結果、備考がわかるという仕組みである。

ファイルの総数は4月の時点で、大分類でみると、「労働基準」—5,918、「労働基準安全衛生」—933件、「労働基準労災補償」—1,765、などとなっている。ここで情報の所在を確認したうえで、開示請求手続を行う、というのが情報公開法の活用方法のひとつである。

実際にチェックをはじめてみて、いくつか気がついたことがある。

すでにふれた「委託研究」という用語が、小分類項目としてあるのだが、その保存期間が、安全衛生部化学物質調査課の関係では30年、労災補償部労災管理課の関係では5年、同補償課の関係では3年と異なっているのである。

情報公開文書室に確認してみたところ、行政文書の保存期間は、情報公開法施行令別表第2、厚生労働省文書管理規程別表第2「行政文書保存期間基準表」で決められているから同じはずということで、調べた結果は、「調査又は研究の結果が記録されたもの」という区分で保存期間3年が正しいということであった。

また、大分類「労働基準安全衛生」—中分類「労働衛生」の中には、69項目もの小分類項目が掲げられているのだが、検索をかけてみると1件もヒットしない—文書ファイルが存在しないことになっている。

そのこともあったため、交渉の場での回答は「ホームページではプラス・アルファの情報が入ったかたちで提供している」ということではあったが、交渉後あらためて「行政文書分類基準表」自体を提供してもらった［A2②］。これは819頁におよぶ部厚なもので、大分類、中分類、小分類、標準行政文書ファイル名、保存期間の欄のある一覧表で、こちらでざっとみると中分類「労働衛生」のファイルも多数掲載されている。

システムのミスではないかと指摘してあるが、これらのシステムや帳簿は立ち上がったばかりということもあって完全なものとは言えないようだ（情報公開文書室でも不要な項目もある等改善の余地があることは認めていた）。

非意図的に、または、意図的に隠されている情報がないかも含めてチェック・監視していく必要がある。

都道府県労働局等にかかる「文書ファイル管理簿」も各窓口で閲覧でき、厚生労働省の情報公開窓口にも全国分が備え付けられている。ぜひ一度チェックしてみていただきたい。

そしてもちろん、これらの作業をしてからでなければできないということはないので、ぜひ情報公開法による開示請求手続を実際に行っていただきたい。本誌面ではそれらの経験も紹介していきたいと考えている。

基発第62号［部内限］
平成10年2月24日
都道府県労働基準局長殿
労働省労働基準局長

就業規則の開示の要請等の取扱いについて

労働基準法第89条第1項に定められている就業規則の届出制度の趣旨は、労働基準監督機関が就業規則を審査し必要な指導を行うことにより、届出事業場における法定労働条件の遵守を回らせることにあり、就業規則の内容が第三者に開示されることになると企業の競争上の利益が害されるおそれがあることから、第三者から労働基準監督署に対し就業規則を開示するよう要請があっても、「第三者からの文書の開示等の要請に対する取扱実施要領（昭和57年2月）」に基づき、原則としてこれに応ずることはできないものである。

しかしながら、届出事業場に所属する労働者等であって、本来当該事業場の就業規則を知り得べき立場にある者から労働基準監督署に就業規則の開示の要請があった場合においては、下記のとおり取り扱うこととするので遺憾なきを期されたい。

記

1　届出事業場の労働者等からの開示の要請への対応について

労働者が就業規則の内容を確認したい場合には、労働基準法第106条第1項の規定に基づき労働者に就業規則を周知すべき義務を使用者が負っていることから、本来使用者に対しこの義務の履行を求め、事業場において就業規則を閲覧する方法によるべきものである。

しかしながら、使用者がこの周知義務を履行せず、問題が生じていると認められる場合には、本来就業規則の内容を知り得べき立場にある者か否かを基準に、労働基準監督署に届け出られている就業規則を以下により開示することとして差し支えないものである。

なお、届出事業場の労働者等からの開示の要請があった場合には、単に就業規則の開示の問題としてのみ対応するのではなく、当該労働者等が就業規則の開示の要請をするに至った理由を確認し、就業規則の周知義務の履行を含め法定労働条件の履行確保上問題があるときには、必要に応じ、当該事業場に監督指導を実施すること。

(1) 届出事業場の労働者

イ　届出事業場の労働者からの開示の要請に対しては、当該事業場において労働基準法第106条第1項による周知義務が履行されているか否かを聴取し、その義務が果たされておらず、かつ、使用者に求めても閲覧できる状況にないと判断される場合には、労働基準監督署において保存している範囲の就業規則を、その後の改正等により現在効力を有していない場合もあり得る旨を説明の上、閲覧させ、又は説明する等により開示して差し支えないこと。

ロ　開示に当たっては、身分証明書、健康保険証、給与明細書等により届出事業場の労働者であることを確認すること。

(2) 届出事業場の退職労働者

届出事業場の退職労働者からの開示の要請に対しては、上記(1)に準じて取り扱うこと。

ただし、就業規則の開示に当たっては、当該退職労働者と当該事業場との権利義務関係に係る規定に限ること。

(3) 労働者の委任を受けた者等

上記の労働者等の委任を受けた者及び当該労働者等で構成される労働組合の組合員であって当該事業場に所属していない者からの開示の要請に対しては、就業規則の周知の対象者ではなく、本来就業規則を知り得べき立場の者ではないので、その要請に応ずることはできないものであること。

(4) 届出事業場の使用者

届出事業場の使用者からの開示の要請に対しては、要請理由及び当該使用者であることを確認した上で、労働基準監督署において保存している範囲の就業規則を閲覧させる等により開示して差し支えないこと。

(5) 使用者の委任を受けた者

上記の使用者の委任を受けた者からの開示の要請に対しては、書面により当該使用者の委任を受けていることを確認した上で、上記(4)に準じて取り扱って差し支えないこと。

2　就業規則の保存について

(1) 保存期間

就業規則の保存期間は各局の文書保存規程において定めることとされているが、その期間は永年である必要はないものであり、一定の保存期間で廃棄して差し支えないこと。

ただし、永年保存としているなどの従来からの取扱いの趣旨を踏まえつつ、事業場における労働条件等を把握するための重要な資料であることを念頭におき、就業規則の各項目について最新の届出のあったものを保存しておくことが望ましいものであること。

(2) 保存方法

就業規則を効率的に活用できるよう、その整理保管及び索引簿等の作成を的確に行うこと。

労働安全衛生・労災補償に関する要望事項と回答 厚生労働省交渉の記録（その1）

2001年3月29日　厚生労働省1階共用第4会議室

A. 全般的事項

1. 省庁統合

① 省庁統合・改革によって、中央、地方いずれのレベルにおいても、労働基準、労働安全衛生、労災補償等関係施策が後退することなく、かえって従来の縦割り行政の弊害の改善に努められるよう、あらためて要望する。

② 新生厚生労働省として、とりわけ現場段階において、労働基準監督署と保健所の関係を密にして事業場監督の際等必要に応じて同行するようにして、相互に関係する事項を通報するようにすること。また、労働基準監督署と社会保険事務所との協力関係を密にして、とくに労災隠しと労災保険、社会保険の未届未加入事業場対策を進めるようにされたい。

【ここではやりとりなし】

2. 情報公開

① 2001年4月1日の情報公開法（行政機関の保有する情報の公開に関する法律、平成11年法律第42号、http://www.somu.go.jp/gyoukan/kanri/kanri_f.htmで入手可）の施行に関連した厚生労働省および/または労働基準局以下内部部局の内規・通達等（②の「行政文書の管理に関する定め及び管理規程」を除く）があれば示されたい。また、現在なくても策定する予定があれば、お聞かせ願いたい。

【回答：大臣官房総務課情報公開文書室】

情報公開法上開示請求があった場合に開示決定・不開示決定をしなければならず、この決定は行政処分に当たるので、行政手続法に基づきその審査基準をあらかじめ策定することになっている。先週、厚生労働省における開示・不開示決定の際の「審査基準」を策定したので提供させていただく（厚生労働省発総第20厚生労働事務次官通知「行政機関の保有する情報の公開に関する法律等の施行及び厚生労働省が保有する行政文書の開示請求に対する開示決定等に係る審査基準について（依命通知）」、http://koukai.mhlw.go.jp/p_doc/html/ShinsaKijun.htm）。

ホームページ上では、「情報公開」の専門のコーナーを設け（http://koukai.mhlw.go.jp/p_doc/index2.html）、そこに、この基準や後の関連の行政文書ファイル管理簿等、一連の資料をすべて掲載して、4月1日から利用可能とする予定である。

② 情報公開法第37条及び同法施行令（平成12年政令第41号、http://www.somu.go.jp/gyoukan/kanri/kanri_f.htmで入手可）第16条に基づき、「行政機関の長は、この法律の適正かつ円滑な運用に資するため、行政文書を適正に管理する」ものとされ、「行政文書の管理方策に関するガイドライン」（平成12年2月25日各省庁事務連絡会議申合せ、http://www.somu.go.jp/gyoukan/kanri/kanri_f.htmで入手可）も策定されている。また、情報公開法第37条第2項では、「行政機関の長は、行政文書の管理に関する定めを設けるとともに、これを一般の閲覧に供しなければならない」とされ、「行政文書の管理方策に関するガイドライン」の第7「行政文書の管理に関する定め」では、「必要な内部部局、特別の機関、施設等機関、審議会等又は地方支分部局がある場合には、当該行政機関の長の定める「行政文書の管理に関する定め」の中での位置付けを明確にした上で、当該定めに準じた管理規程を整備することができる」としたうえで、「行政文書の管理に関する定め及び管理規程を一般の閲覧に供する方法については、閲覧所に備え置くほか、インターネット・ホームページに登載する等積極的な提供に努めることが望まれる」としている。

2001年1月6日付けで「厚生労働省文書管理規程」（厚生労働省訓第21号、http://wwwcl.mhw.go.jp/~hourei/doc/tsuchi/kitei1.pdf）及び「厚生労働省文書決裁規程」（厚生労働省訓第20号、http://wwwcl.mhw.go.jp/~hourei/doc/tsuchi/kitei2.pdf）が策定され、ホームページで公表されているが、この「文書管理規程」第41条で別に定めるとされている「行政文書分類基準表」、両規程の制定通知（1月12日付け総発第7、9号大臣

官房総務課長通知)において別途示すこととされている「新規程の留意事項」、及び存在する場合には労働基準局以下内部部局の「管理規程」を示されたい。

【回答：大臣官房総務課情報公開文書室】

「行政文書分類基準表」に基づいて「行政文書ファイル管理簿」を作成するというかたちになっており、ひととおりできているが最終チェックをかけている段階で、4月1日0時の段階で完成版としてホームページに掲載することにしている。その「行政文書ファイル管理簿」を見ていただければ、「行政文書分類基準表」にプラス・アルファの情報が入ったかたちになっているので、そちらをご覧になっていただきたい。

※http://koukai.mhlw.go.jp/servlet/jp.go.mhw.p_doc.PopupBunrui1Servlet?type=1&sosiki_type=allで利用可能。「行政文書分類基準表」自体も後日提供してもらったが、これは、819頁に及ぶ「標準行政文書ファイル名」の一覧表になっている。

「文書管理規程」、「文書決裁規程」の留意事項については、どちらも4月一杯を目途に完成させる予定で現在策定中。→「内部の事務の取り扱いなので、公表は考えていない。求められれば、お渡ししてもかまわないが」、とのこと。

※部局ごとの文書管理規程をつくっているところは、「ない」とのこと。

③ 「行政文書の管理方策に関するガイドライン」の第5「行政文書の管理台帳」では、情報公開法「施行令第16条第1項第10号に規定する行政文書ファイルの帳簿(以下「行政文書ファイル管理簿」という。)については、原則としてネットワーク(LAN又は省庁内ネットワーク)上のデータベースとして整備」し、「各行政機関の情報公開窓口及び総務庁の総合案内所において、対応できる範囲で一般の閲覧に供するものとする」としている。また、この「対応できる範囲」については、情報公開法施行時に各行政機関の本省庁では「インターネットでも提供する」方針であることも明らかにしている。

「厚生労働省文書管理規程」第10条第1項では、「行政文書ファイル管理簿を整備した上で、厚生労働省LANシステム上に調整し、閲覧に供するものとする」としているが、「閲覧に供する」方法について示されたい(インターネットによる提供が可能になるようにされたい)。

【回答：大臣官房総務課情報公開文書室】

前述のとおり、「行政文書ファイル管理簿」は、当然インターネットで掲載するように対応中。

④ 「行政文書の管理方策に関するガイドライン」の解説では、上記の「対応できる範囲で一般の閲覧に供する」という点に関して、行政文書ファイル管理簿のうちの「対応できる範囲」の部分のみを閲覧に供せばよいという意味ではないことを明らかにしており、また、「行政文書ファイル管理簿に記載する行政文書ファイルについて、行政文書の名称等をそのまま記載すれば不開示情報が含まれることとなる場合には、例えば、『〇〇氏のカルテ』については『平成〇年度初診内科カルテ』と一般化する等行政文書ファイル管理簿に不開示情報を明示しないよう記載を適宜工夫することが必要」と指示している。

このことからも、行政文書ファイル管理簿自体には非開示部分を設けず、全部を開示するものであることとされたい。

【回答：大臣官房総務課情報公開文書室】

「行政文書ファイル管理簿」自体は、管理簿の項目すべてを当然見れるようなかたちで考えているので、管理簿の中に不開示情報ということは設けない。

「行政文書ファイル管理簿」は、ファイル単位で、ファイルの名称しか出ない。ファイルの中に個々の文書が入っているかたちなので、個々の文書まではわからない。

⑤ 情報公開法の施行に関連した—とりわけ開示・非開示の区分、基準等を示した—内規・通達等の文書は必ず開示するものとし、非開示の内規・通達等は策定しないようにされたい。

これまで旧労働省においては、情報開示に関して、極力開示の範囲を狭める内容の、以下のような「秘密」通達を出していたところであり、これらの通達およびその修正に係るものは即刻廃止されたい。

- 昭和57年2月「第三者からの文書の開示等の要請に対する取扱処理要綱」(部内限)
- 平成4年3月31日付け基発第189号「行政情報公開基準の取扱いについて」(部内限)
- 平成6年9月30日付け基監発第57号・婦政発第41号「行政手続法の施行に伴う労働基準法等関係法令(労災関係を除く。)に基づく業務の運営に当たり留意すべき事項について」(部内限)
- 平成6年9月30日付け労災管理課長・補償課長・労災保険業務室長事務連絡「行政手続法の施行に伴う労働者災害補償保険法等労災関係法令に基づく業務の運営に当たり留意すべき事項について」
- 平成10年2月24日付け基発第62号「就業規則の開示の要請等の取扱について」(部内限)

付言すれば、上記2つ目の労働基準局長通達と同時期に、平成4年3月30日付け職発第167号「行政情報公開基準の運用に当たり留意すべき事項について」という職業安定局長通達が各都道府県職業安定主務課長宛てに出され、これも「部内限」通達とされている。しかし、この通達は、地方自治体の情報公開条例に基づいて開示された。職業安定局長はあらためて、平成

6年4月28日付け職発第293号「職業安定機関が管理する文書に係る情報公開条例に基づく公開請求への対応について」という通達を発し、「国の判断と都道府県の判断との間に齟齬が生じないようにすることが必要であるから、…情報公開条例に基づく公開請求がなされた場合は、すみやかにその旨を本省に連絡すること」、「本省の回答を待って対応すること」などを指示した。この職発第293号通達には「部内限」の表記はないが、この通達自体も、地方自治体の情報公開条例に基づいて開示されている。次の⑥とも関連するが、職発第293号によって改正(?)された別添「行政情報公開基準の運用に当たり留意すべき事項」においても、職発第167号通達や上記基発第189号通達と同様に、「部内限、取扱注意等の表示をしている通達は、…非公開として取り扱うこととする」、「事務連絡について(も)…非公開とする」としている。この一連の経過は、国―旧労働省の情報公開に対する全く後ろ向きの姿勢を端的に示したものとして、批判されなければならないと考える。

【回答：大臣官房総務課情報公開文書室】

提供させていただいた開示・不開示の「審査基準」[A2①]は、お渡ししたものがすべてで、それについての不開示の部分というものはない。

→この判断基準の運用上の留意事項を指示した文書などは、「ない」とのこと。

追加で、各部局に限定したかたちでつくりたいといった話もあがっているので、それについては当然、策定し次第、公表するというかたちになると思う。基本的にはお渡ししたもので厚生労働省全体をカバーするかたちになっているが、個々の分野において事前に固めておきたいといったところもあるので、それについては今、つくるかつくらないかということも検討中だと聞いている。医薬局では昨日、医薬局の持っている文書に限定したかたちでの審査基準を策定した。これもお渡しする(これはいまだホームページ上では公表されていない)。現在策定しているのはそれだけである。

【回答：労働基準局労災補償部労災管理課】

具体例として挙げられている平成6年9月30日付けの労災関係の事務連絡については、4月から情報公開法による開示の取り扱いもあるので、今のところ廃止するつもりはない。情報公開法に基づいた開示請求とかいう場合に対応するためにも事務連絡を出しているので、それについて開示する予定はない。

【回答：労働基準局監督課欠席】―具体例として挙げた他の通達は監督課関係

⑥ 旧労働省において、文書管理規程等に定める秘密文書でないにもかかわらず、「部内限」、「取扱注意」とされていた通達、事務連絡、内かん等が存在し、旧労働省は、このような取り扱いをする根拠を示す文書について、そのような文書が存在するかどうかも含めて、明らかにすることを拒否してきた。

厚生労働省文書管理規程(平成13年厚生労働省訓第21号)では、第6章「秘密文書の取扱い」で「極秘」、「秘」とされる文書について規定しているが、「部内限」、「取扱注意」等の取り扱いをすべき文書についての規定は一切ない。 現在の厚生労働省において、このような取り扱いをする通達等が存在しているかどうか明らかにされたい。存在するのであれば、そのような取り扱いを指示した文書を明らかにするとともに、厚生労働省文書管理規程および情報公開法との関係を示されたい。

少なくとも、情報公開法第5条に規定する「不開示情報」が記録されていない通達、事務連絡、内かん等の行政文書であって「部内限」、「取扱注意」等の表示または取り扱いをしているものは、開示するか、情報公開法施行までに廃止されたい。廃止した場合には、その一覧を示されたい。

【回答：大臣官房総務課情報公開文書室】

実際にそういう取り扱いをする文書が存在するかどうかという話になれば、現実的にそういう表記をしているものはあるのではないかと思う。ただし、その表記と今回4月1日から施行される情報公開法との関係で言えば、リンクはしないというかたちになる。あくまでも情報公開法に基づく開示・不開示というのは、情報公開法上の不開示情報として設けられている6類型の不開示情報に該当しない限りは、開示をしなければならない義務がある。当然、対象となった文書について、「取扱注意」とか「部内限」とかの表記の有無に関係なく、あくまでも情報公開法上の不開示情報に該当するか否かのみの判断をもって、開示・不開示の対応をしていくことになるので、直接は関係ないというかたちになる。

そういうこともあるので、実際に「部内限」、「取扱注意」等の表記自体を廃止しろというのは…それはまあ一般的に文書を取り扱う際の留意事項ということなので、それを一切表記をやめさせるということは考えていない。

【以下はひと通りの回答を終えた後のやりとり】

どのような場合に「部内限」、「取扱注意」等の表記をするのかを示した文書は本当にないのか質したところ、「ないですね。『秘』か『極秘』と表記される秘密文書はまさしく文書管理規程の秘密文書に該当するからなのであるが、『部内限』とか『取扱注意』というのはまさしく取り扱いに注意しろというだけで、秘密か

どうかということはないわけです」。しかし、具体例で挙げたものでは、そのような文書が存在することも公にしてはならない、と書かれた文書であることを示してさらに追及。旧厚生省にはなかったのかと聞くと、「たしかに『部内限』とか『取扱注意』と書いている文書はあるが、個々にそういうかたちで書いたというものはあまり見たことがない」。旧厚生省においても、そのような表記の仕方自体を示した文書は、「ないです」。

情報公開法が施行されるもとで非開示文書でもないのに「部内限」等の表記がなされることについてはこの際やめられたいと要望したが、回答は返ってこずに沈黙。

情報公開法と行政の情報化は表裏一体の関係—行政文書すべてを情報公開法の手続にしたがって、煩雑な手続をとり、しかも費用をかけなければ入手できないということは不合理。基本的に、行政情報化のなかで、行政文書の所在情報が明らかにされ、費用もかからずに入手できるものの範囲を広げ、そこからもれる部分でも情報公開法の手続をとることにより開示できるものは入手することができる—ということだと認識している。情報公開法による手続がすべてについて原則で、その手続を経なければ行政文書は開示されないということになってしまっては、かえって煩わしいというか、法の趣旨に反するのではないか? この問いについては、「それはお互いそうだと思う。当然、公表すべき資料というのは、例えば基本的にホームページに掲載していくとか、そういうかたちで対応していって、それに載らないようなものについては情報公開制度で対応する。一般の閲覧制度と情報公開制度というのは両輪というかたちで、情報公開を推進していくという位置づけになっている。そこは相矛盾するものではなく、情報公開制度ができたから、文書、情報を公開するにあたっては全部そちらの法律に基づいて開示請求をしてもらわなければいけないということでは全くない」という確認。

認定基準の運用通達などはわれわれの認識では行政手続法の審査基準に該当する—今日のやりとりでは見解が異なるようだが[A2⑧]—から、当然公にしておかなければならない文書として、行政手続法による開示請求手続をとらなければ開示されないということはおかしいと指摘すると、再び沈黙。

「部内限」文書を公開したらどのような処分を受けるのかという問いに対しては、「それはないと思う。そういう決まりというのも当然ないし、あくまで情報公開法という法律に基づいて対応するわけなのでそういうことはない」。

ここまできて、「旧厚生省ではほとんどそういう取扱いはなかったので、はじめて実態を聞かせていただいているのだが、なかなかこの場でどうするということは答えられない」という担当者の発言。

「情報公開法が施行されるので、開示するかどうかは、同法の不開示情報のみの判断でしかありえないので、施行された後に不開示情報に該当しないものについて『部内限』とかいうかたちでやっていくということは、これははっきりないと思う」。

そこであらためて、わかりにくさ、不透明さを排除するために、そのような表記はそもそもなくすということを明確化することを検討されたいと要望した。

⑦ 具体的事例の一部として、以下の行政文書を開示されたい。

- 「労災保険給付事務取扱手引」及びその解説通達
- 「労災保険審査請求事務取扱手引」及びその解説通達
- 都道府県労働(基準)局労災主務課長宛て補償課「労災補償情報」の全バックナンバー
- 労働福祉事業として行っている事業のすべて及びその取扱いを示した行政文書の一覧

【回答: 労働基準局労災補償部補償課】

⑥の説明のとおり、情報公開法で規定されている不開示情報は出せないが、それ以外のものについては法律で開示することになっているのだから、全部お出しをする。したがって、情報公開法で不開示情報だとしている部分については出せないが、それ以外は当然お出しをする。

ここに挙げられているようなものついて、行政文書としてあるものについては、原則としてお出しできると考えている。ただし、手引等で、例えばひとつ例をあげると、不正受給について、こういうところをみてこういうふうにチェックしなさいなどと書いたところは、不開示情報に該当すると考えているので、そういう部分は出せないが、不開示情報に該当しない部分はお出しする。

→不開示部分は、墨塗りしてということになるようだが、「墨塗り」等の方法は具体的に決まっていないようである(「聞いていない。補償課だけがこうするというかたちではなかろうと思う。[この場では]わからないという回答になる」)。

※ここであげた文書について、情報公開法の手続を経ずに提供できないか検討するよう要望した。

⑧ いわゆる労災認定基準の運用上の留意事項を示した事務連絡等は、再三指摘してきたとおり、行政手続法上の審査基準に該当するものでもあり、「不開示情報」に該当しないことを明らかにされたい。

【回答：労働基準局労災補償部補償課】

審査基準が不開示情報に該当しないことは、ご指摘のとおり。基準の運用事項を示した事務連絡等についてはどうかということに関しては、審査基準としては取り扱われていないと考えている。そのように承知している。ただそれは、出さないとかいう意味ではなく、先ほど申したとおり、不開示情報にあたる部分を除き当然出すということ。

⑨ 通達、事務連絡、内かん等の行政文書については、「不開示情報」があればその旨及び不開示の理由等を示したうえで、各年ごとに通し番号がすべてそろった一覧を、行政文書ファイル管理簿の一部に組み入れるかまたはその他の方法で、インターネットによる提供も含めて一般に閲覧できるようにされたい。

【回答：大臣官房総務課情報公開文書室】

これは現実的にこういう対応はちょっと不可能だということにまずなるし、請求があった段階で個々に判断していくというかたちになるので、事前に個々の文書についてそういう判断をするというのは、できない。

⑩ 労働基準監督署に届け出られた就業規則、時間外・休日労働に関する（三六）協定及び労働基準監督官による監督の結果（指導票や是正勧告、それに対する報告等を含めて）に関する開示の方針を明らかにされたい（文書の保存期間についても明らかにされたい）。少なくとも、当該事業場の労働者、その代理人の委任を受けた者からの開示請求に対しては開示することとされたい（正当な不開示情報がある場合には、その旨及び不開示の理由等を示したうえで、それ以外の部分を開示すること）。

【回答：監督課欠席】

⑪ 労働者死傷病報告書、労働災害に係る調査結果、労働安全衛生法第88条に基づく計画の届出等に関する開示の方針を明らかにされたい（文書の保存期間についても明らかにされたい）。少なくとも、被災労働者本人または遺家族、その委任を受けた者からの開示請求に対しては、被災労働者に係る個人情報も含めて開示することとされたい（正当な不開示情報がある場合には、その旨及び不開示の理由等を示したうえで、それ以外の部分を開示すること）。

【回答：監督課欠席】

⑫ 労災申請・（再）審査処理に係る一件書類に関する開示の方針を明らかにされたい（文書の保存期間についても明らかにされたい）。少なくとも、申請・請求人本人、その委任を受けた者からの開示請求に対しては、被災労働者に係る個人情報も含めて開示することとされたい（正当な不開示情報がある場合には、その旨及び不開示の理由等を示したうえで、それ以外の部分を開示すること）。

【回答：労働基準局労災補償部補償課】

先ほどと同様、ものの名称にかかわりなく、不開示情報に該当するかどうかで判断する。保存期間については、「行政文書ファイル管理簿」で整理されることになっているので、それに載っている期間ということになる。

情報公開に基づく請求については、本人であるか本人以外の者であるかという属性については区別をしていないと承知しているので、情報公開法に基づく請求に対する開示・不開示の判断は、同じ基準で行うと考えている。

【以下はひと通りの回答を終えた後のやりとり】

■健康保険と国民健康保険に関してはレセプトの開示が実現しているが、労災保険については実現していないのでうかがいたい。

【回答：労働基準局労災補償部補償課】

労災のレセプトの関係だが、旧厚生省の取り扱いの関係と同様なかたちで、本人にお見せするということを実務上やっている。

→「やっている」と答えたが、従前はやっていなかったことを確認したうえで、「いつからそのような対応になったか」との問いに、「どこでとは言えないが、昨年、そういう例が実際にあった。手続的に、医療機関の方でお見せしてもかまわないという同意が得られただということで―これは旧厚生省での取り扱いと同じなるかと思うが、そのやり方に準ずるかたちでの公開を行った。［都道府県］労働局の労災補償課においてである」。「［そういう取り扱いを］実際示したもの［文書］はないが、実務的にそういう取り扱いをするということで、私どもの方―補償課の方で考えている」。医療機関の方で了解がとれれば開示できるということで確認。

■労災保険請求に対して業務外―不支給となった場合の理由の文書開示が行われていない。形式的には、何々に基づいて不支給というのはあるが、具体的理由が明示されていない。これは、決定に不服だとして審査請求する際にも理由は大きな意味をもってくるし、きちっとした理由の開示を文書でいただきたい。

【回答：労働基準局労災補償部補償課】

不支給決定をした場合には、通知書に理由が書いてあるが、それは数行なのでくわしいものを各々個々にだということだと思う。それについては、今件数が療養だけでも何十万件と全体合わせるとすごい件数あるわけで、一件一件の個々の事案についてこまか

な理由をつけて送るとなると、これはすごい時間がかかることになる。個々にくわしい理由書を送付するというのは、かえって国民の皆さんの不利益―時間がかかるとか、そのためにはすごい予算も必要ななってこようと思うので、あまり…

（こちら側から、この件は過去にも何度か議論しているが、調査復命書の結論の部分をコピーするなり、もう少しくわしいかたちで書くだけでも、現在より格段わかりやすくなると指摘。）

そこは懇切に説明しなさいと。事案がいろいろある。複雑な事案もあれば、たんに骨折という事案もある。個々の事案について、説明が必要なものについて懇切に対応しなさいという話がひとつ―全数についてやるというのは、物理的にもできないし、国民経済とかいろいろな観点からも無理ではないかと。ただ、個々の事案について知りたい部分については丁寧に対応しなさいという指導はいま行っている。

（何十万件のすべてについて問題しているのではなく、請求人の意に反して不支給決定とされた事案について問題にしているのだということ、現場でのこれまでの不誠実な対応の数々が追及された。）

現在においても、請求があったときに、公開できるものについては公開する。ただ、プライバシー保護の観点とか…

（これについても、本人が説明を求めているのだという指摘。）

Aさんが骨折しましたということについて、骨折しましたとだけ書いてあるのなら、本人だけのプライバシー保護をすれば足りるが、調査においてはいろいろな調査を行っている。したがって、本人請求についての様々なもの―復命書なら復命書のプライバシー保護というのは、それは本人のプライバシー保護もひとつ大きなプライバシーだし、それ以外に関係者のプライバシーの保護もある…

（この議論は時間切れ。こちら側でも、4月以降具体的な開示請求を国と地方レベルで行うことを予告したうえで、審査請求、再審査請求の時点では公開されるような資料が公開されないというのはおかしいということなどもあるので、この際、開示請求が出されてから考えるのではなくて、いまから対処方針を検討しておくように要請した。）

3. 審議会等、懇談会等

① 中央労働基準審議会、労働者災害補償保険審議会、じん肺審議会等に代わって新たに設けられた労働政策審議会には、労働条件分科会、安全衛生分科会、勤労者生活分科会、職業安定分科会、障害者雇用分科会、職業能力開発分科会、雇用均等分科会が置かれ、労働条件分科会には労災保険部会が置かれたことは承知しているが、それ以外に置いた/置く予定のある部会があれば、示されたい。

また、厚生労働省設置法第9条により、労働政策審議会で調査審議することとされている、「じん肺に関する予防、健康管理その他に関する重要事項」は同審議会においてどのようなかたちで調査審議されるのか、また、この場合に「経済産業大臣の諮問」する場合とはどのような内容があるのか、示されたい。

【回答：労働政策担当参事官室】

※労働政策審議会構成図を提供された。［要望提出時点ではじん肺部会がまだ開催されていなかった。］

じん肺に関しては、安全衛生分科会に置かれたじん肺部会で調査審議する。厚生労働省設置法第9条第1項第2号で「厚生労働大臣又は経済産業大臣の諮問に応じてじん肺に関する…重要事項を調査審議すること」と規定されているのは、旧労働省時代に、じん肺法を改正する場合には旧通商産業大臣の意見を聞くことになっていたという慣行（じん肺法上の規定なし）を踏襲したもので、それ以外に何かを予定しているものではない。

② 「審議会等」の議事録等の公開については、昨年、閣議決定を踏まえ労働省においては「1か月ぐらいを目安として、できるだけ速やかに」という方針ではあるが現実にはなかなか実行できていないという趣旨の回答をいただいたが、残念ながら、旧労働省においては改善がみられなかった。

厚生労働省になってからは、2001年1月12日に開催された第1回労働政策審議会の議事要旨が2週間以内にホームページ上に掲載され、事前の部会等の開催案内も掲載されるなどされているが、一方で、労災保険法施行規則等の一部改正案要綱が諮問された2月1日の同審議会・労働条件分科会については3週間以上たっても文書閲覧窓口にさえ資料が届いていないなど、ばらつきも見受けられるようである。

あらためて、厚生労働省としての方針を示されたい。

【回答：大臣官房総務課情報公開文書室】

旧労働省においては「1か月ぐらいを目安に」というかたちだったそうだが、旧厚生省ではあくまで閣議決定を踏まえて「速やかに」というかたちで対応してきているので、厚生労働省としても、「1か月以内」とかいうことではなくて、閣議決定の趣旨を踏まえて「速やかに」公表していくというかたちで対応していくことになる。

→「1か月以内を目安」というかたちよりももっと早いことを意図していると理解してよいかとの問いに対し

ては、「個々の状況があるので、こちらとしては一律に何日以内ということは指示するつもりはない」とのこと。

【回答：労働基準局労災補償部労災管理課】

具体例として挙げられた2月1日の労災補償部会については、早急に入れるように努力しているところ。今後は、遅くなることがないようにしたいと思っている。

③ 平成11年10月29日付けの内閣官房内閣参事官室・同内政審議室・総務庁行政監理局の「審議会等の公開等の推進状況に関するフォローアップ調査結果について（概要）」（http://soumucho.go.jp/gyokan/kanri/siryou13.htm）によると、会議自体を公開している審議会等は40.1%、議事録を公開しているもの73.6%、議事要旨のみの公開は20.4%で平成8年の第1回調査の46.0%から半減している。労働政策審議会とその分科会、部会等においても、速やかに会議及び議事録を公開するようにされたい。

【回答：労働政策担当参事官室】

労働政策審議会の本審議会及び安全衛生分科会、じん肺部会の3つについては、会議自体を公開することを決定していただいている。その他の分科会・部会は「非公開」を決定済み。議事録については、本審議会、分科会、部会を問わず、文書閲覧窓口やホームページで公開。配布資料等も基本的に文書閲覧窓口で公開する。できるだけ公開を進めていきたい、というのが方針である。

④ 審議会等に提出された資料については、昨年、非開示資料が存在する場合には、非開示資料の特定と非開示理由がわかるようにされたいと要望し、明答が得られなかった。情報公開法の施行を踏まえて、審議会等に提出された資料の開示についての現状及び方針を示されたい。

【回答：大臣官房総務課情報公開文書室】

審議会に提出された資料については、当然行政文書になるので、情報公開法に基づく開示請求の対象になるということは間違いない。不開示情報が存在する場合は、というかたちであるが、それはまさしく具体的に資料の中味による。審議会の資料だから不開示だ、全部開示だということは、一律にこの場でお答えすることは不可能で、当然不開示情報に該当すれば不開示だということになる。審議会の資料だからどうこうという話ではなく、不開示情報以外はすべて開示ということになる。

→③の回答にある情報公開法に基づく開示請求を待たずに文書閲覧窓口等で公開することとの関連については、「それはあくまでも行政サービスとしてやっているということなので、情報公開法が施行されたから資料の提出等はすべてそれにのっとってやってくれということではなく、当然はそれは併存するという整理なので、今までやっていた行政サービスは同じように続けていく」とのこと。

⑤ 「懇談会等」（大臣、長官、政務次官・事務次官、官房長・局長クラスの決裁を経て、行政機関職員以外の有識者等の参集を求める会合であって、同一名称の下に、同一者に複数回、継続して参集を求めることを予定しているもの（ただし、顧問・参与等のみの参集を予定しているものや懇談のみにとどまり懇談結果を整理した報告書等の作成を予定していないものを除く））についても、「懇談会等行政運営上の会合の開催に関する指針」（平成11年4月27日閣議決定、http://www.kantei.go.jp/jp/kakugikettei/990524singikai.html）において、「懇談会等」についても「審議会等の公開に係る措置に準ずる」ものとされている。昨年のやりとりでは、旧労働省としても、審議会等台帳に掲載（目的、委員等）し、議事録ないし議事要旨等を文書閲覧窓口に備え付けて公開することとしているという方針である（大臣官房）のに、担当部下ではその方針自体周知されておらず、結果として公開されていないことが明らかになったものと理解している。

昨年要望時点では、労働安全衛生・労災補償関係で「審議会等台帳」に記載されていた懇談会等は、「これからの産業保健のあり方に関する検討委員会」（平7.4.26の報告書の提出をもって活動終了）のみであったが、今回あらためて確認したところ（2001年2月23日時点）、新たに以下の13の懇談会等が掲載されていた。いずれも、平成12年8月1日以降に掲載されたものであり、われわれの要望に前向きに対処されたものと受け止めている。

- 労災保険制度のあり方に関する研究会（平11.10 報告）
- 労働基準法施行規則第35条定期検討のための専門委員会（昭53.12.1 第1回会合）
- 義肢等補装具専門家会議（平元.9.29 第1回会合）
- じん肺症患者に発生した肺がんの補償に関する専門検討会（平12.12.5 報告）
- 振動障害の検査手技に係る技術専門検討会（平11.10.29 第1回会合）
- 眼の障害認定に関する専門検討会（平11.12.22 第1回会合）
- 精神・神経の障害認定に関する門検討会（平12.2.9 第1回会合）
- 耳鼻咽喉の障害認定に関する専門検討会（平12.7.26 第1回会合）
- 小規模事業場における健康確保方策の在り方に関

する検討会（平11.9.10 第1回会合）
・労働者の健康情報に係るプライバシーの保護に関する検討会（平12.7.14 中間取りまとめ）
・健康診断の有効的活用に関する評価調査研究評価会議（平11.7.9 第1回会合）
・脳・心臓疾患の認定基準に関する専門検討会（平12.11.8 第1回会合）
・VDT作業に係る労働衛生管理に関する検討会（平12.12.21 第1回会合）

しかし、このいずれも、「審議会等台帳」に記載されているのみで、一切の資料も成果物もファイルされていない。この点、旧厚生省関係ばかりか旧労働省の雇用関係等が、成果物、議事録ないし議事要旨だけでなく、提出資料までファイル＝開示されている懇談会があるのと対照的である。少なくとも速やかに以下の措置をとるようにされたい。

第1に、成果物は必ず公開するようにされたい（労働者の健康情報に係るプライバシー保護に関する検討会の中間取りまとめは、ホームページ上で労働省発表資料として公表されているのに対して、労災保険制度のあり方に関する研究会の報告はいまだに公表されておらず、ただちに公開されたい。また、年末にまとめられたじん肺症患者に発生した肺がんの補償に関する専門検討会の報告、職業がん対策専門会議の検討結果はマスコミ関係には発表されているようであるが、ホームページ上においても公表されたい。）

第2に、活動を終了したものは、その旨明示し、活動中のものについては、活動終了の目途を示すようにされたい。

第3に、「審議会等台帳」掲載の内容を、ホームページ上においても公開されたい。

【回答：大臣官房総務課情報公開文書室】

台帳のホームページ上での公開に関しては、現時点ではやっていなかったが、ご指摘を踏まえてやる方向で現在検討している。次の更新の段階で、新しく出てきた資料についてはホームページに載せるという方向で今後対応していきたいと考えている。

【回答：労働基準局安全衛生部労働衛生課】

審議会等に登録されていないものを載せる作業を、去年の夏頃、当（労働衛生）課としては行ったところで、載ったけれども議事録等は登録してないではないかというご指摘があったので、そこは今後、可能な限り載せていく方向で対応していきたい。

【回答：労働基準局労災補償部労災管理課】

「労災保険制度のあり方に関する研究会」については、労災保険審議会内に設けられた労災保険制度小委員会の資料として報告書を使っており、もし照会等があればお渡しすることにしている。ホームページへの掲載については、必要性も含めて今後検討していきたい。

→実際にわれわれが提供を求めても、「概要」は渡すが、「報告書本体」は出せないと言われているので、「方針を変更したということですね」と確認したが、その点はあやふや。

【回答：労働基準局労災補償部補償課】

補償課としても、すべて載せるという方針。今回これをいただいて、漏れているものがないか調べたところひとつ出てきたのですぐに載せた。漏れていたのは、「じん肺有所見者の肺がんに係る医療実践上の不利益に関する検討会」（平12.12.25 第1回会合）が、登録したはずが載っていなかった。成果物についても、ファイルに入れていく。

⑤ 上記のもの以外に現在活動している「懇談会等」が存在すれば明らかにされたい。以下の会合が「懇談会等」に該当するものかどうかも示されたい。
・職業がん対策専門会議（平12.11.17 検討結果報告）
・廃棄物焼却施設解体工事におけるダイオキシン類対策検討委員会
・21世紀の労働衛生研究戦略協議会（平12.12.25 報告）

【回答：労働基準局安全衛生部化学物質調査課】

挙げられた上の2つが化学物質調査課の担当。「職業がん対策専門家会議」については、化学物質調査課の解釈としては、懇談会等に該当するものと考えており、登録作業が遅れているが、現在登録の手続をしている。「廃棄物焼却施設解体工事におけるダイオキシン類対策検討委員会」の方は、委託事業の一環でやっていて、委託先が（社）日本保安用品協会になっている。保安用品協会の方から参集をかけているという趣旨の会議なので、懇談会等には該当しないのではないかと考えている。ただし、議事概要とか会議で使用した資料といったものについては、公開している。

【回答：労働基準局安全衛生部?課】

「21世紀の労働衛生研究戦略協議会」については、産業医学総合研究所が事務局となったということがあって、台帳には載せていなかった。成果については、ご承知のとおり、ホームページにもすでに載せており、記者発表もさせていただいたところである。

⑥ 前回具体的な要望も示しているところではあるが、「審議会等」と同様、「懇談会等」についても、会議、議事録ないし議事要旨、提出資料、成果物等の開示についての方針を示されたい。

④で列記した懇談会等に関しては、会議及び議事録の公開について記載があるもの（すべて労災補償関係）はすべて、「医学的知見を整理し、取り纏めるために、各医学分野における専門家に中立・公正な検討を行ってもらうこととしているため、会議及び議事録については非公開としている」と記載されている（それ以外は記載自体がない）。厚生労働省全体として、「医学専門家による中立・公正な検討」のために、会議及び議事録について非公開とする必要があるとお考えなのかどうか明らかにされたい。

【回答：大臣官房総務課情報公開文書室】

後段について厚生労働省全体としてだが、たしかに書かれているとおり、審議会等の検討の議事録等が検討の中立性を疎外するおそれがあるという判断に該当すれば、（情報公開法上の）不開示情報としてあげられているので、不開示情報になるという場合も当然あると思うが、先ほどから申し上げているとおり、実際の対象となる文書がないと、具体的にその取り扱いがどうなるかということを、一律的にこの場でいうことは難しい。こういう文書だから一律的に不開示ということにはならないということは申し上げておきたい。

⑦ 昨年、労働安全衛生、労災補償に関連した委託研究等について、現在進行中のものの一覧、及び、過去10年間の業績の一覧を示されたいという要望をしたが、双方の関係部署とも、「委託研究等」が何をさしているのかよくわからない旨の回答であった。4-③でふれたように、「行政の情報化の推進」の関連では「白書・年次報告書、調査研究報告書及びこれらに類するもの」という記述がある。また、厚生労働省のホームページでは、「白書・法令など」の中に「調査研究」というコーナーが設けられ、各年度の厚生科学研究費補助金各研究事業の概要及び厚生科学研究成果抄録データベースが提供されている。

「調査研究」でも「委託研究」でもどちらでもよいが、それらに類するものの、少なくとも成果物は情報公開法による開示の対象になるものと理解するところである。

また、昨年12月25日に発表された「21世紀の労働衛生研究戦略協議会報告書」では、「研究の重要性について国民的理解を得る」こととしているが、労働衛生研究に限らず、研究の成果が公表され、現場で活用できるようにしなければ、国民の理解が得られようはずもない。

あらためて、労働安全衛生、労災補償に関連した調査研究ないし委託研究及びそれに類するものについて、現在進行中のものの一覧、および、過去10年間の業績の一覧を示すよう要望する。

【回答：労働基準局労災補償部労災管理課】

保存年限が5年なので、平成7年度以前のものは何が出ているのかわからなかった。平成8年度以降のものは示すことができる。

※成果物を、情報公開法の手続を経ずに提供できないか検討するよう要望した。

【回答：労働基準局労災補償部補償課】

補償課関連では、「災害科学研究費」という名目で予算をいただいており、それについては当然これこれの研究を行っているということは回答できる。過去3年分であれば、リストはつくれると聞いている。

※リストおよびその成果物を、情報公開法の手続を経ずに提供できないか検討するよう要望した。

【回答：労働基準局安全衛生部計画課】

隠すつもりはないが、そういう一覧をつくったことがないので、今後は出せるものはお出しするということで考えている

※リストおよびその成果物を、情報公開法の手続を経ずに提供できないか検討するよう要望した。

4. 行政情報化

ホームページ等を通じた情報提供等について毎年具体的な要望をしてきたところであり、対応が進んできていることを歓迎しつつも、「行政情報化推進基本計画」（平成6年12月25日閣議決定、平成9年12月20日改定、平成10-14年度計画期間、http://www.somu.go.jp/gyoukan/kanri/kanri_f.htmで入手可）および「共通実施計画」（平成10年2月26日行政情報システム各省庁連絡会議了承、平成12年3月31日改定、同前）等に基づいて、一層迅速に推進されたい。その際、「電子的なアクセス手段をもたない国民に対する身近な場所での同様のサービスの提供が可能となる方策」についても他省庁と連携しながら一層の充実を図られたい。

【回答：大臣官房統計情報部】

当省としては、行政情報化推進基本計画及び共通実施計画の他、e-japan戦略等を踏まえ、今後一層、ホームページを活用した電子的提供を推進していく予定である。また、「電子的なアクセス手段を持たない国民に対する身近な場所での同様のサービスの提供が可能となる方策」については、行政情報化推進各省庁連絡会議等を活用し、他省庁等と連携を図りながら検討していきたい。

[「平成13年度における行政情報化の取組の考え方」によると、「行政情報システム各省庁連絡会議において平成12年度に取りまとめる行政情報の電子的提供の在り方に関する基本的考え方に基づき、行政情報の電子的な提供を一層推進する」とされているが、要望提出時点で未

確認。]

【回答：大臣官房統計情報部】

3月29日に開催される行政情報化推進各省連絡会議において「行政情報の電子的提供に関する基本的考え方(指針)」が了承される予定である(平成13年3月29日行政情報化推進各省庁連絡会議了承「行政情報の電子的提供に関する基本的考え方(指針)」(http://www.somu.go.jp/gyoukan/kanri/kanri_f.htmで入手可)。また、当省においても指針を踏まえ、「電子的提供の推進に関する実施方針」を平成13年度早期に作成し、ホームページで公表する予定である。

① 省庁別行政情報化推進計画

各省庁別の行政情報化推進計画を策定することとされているが、厚生労働省としての計画および旧労働省としてのこれまでの進捗状況について示されたい。

【回答：大臣官房統計情報部】

当省における行政情報化推進計画については、現在策定中であり、4月中を目途に決定する予定である。また、旧労働省においては、労働省行政情報化推進計画に基づき、ホームページ等による電子的な情報提供の推進、必要な職員へのパソコン1人1台の配備等を行ってきたところである。

※旧「労働省行政情報化推進計画」(平成7年10月5日、平成10年6月26日改定)を提供された。

② 行政手続の案内・教示、様式のオンライン化

これまで行政手続関係情報のホームページ上への掲載について要望し、「鋭意検討していきたい」(1999年)と回答いただいていたが、「ワンストップサービスの推進について」(平成11年3月31日行政情報システム各省庁連絡会議了承、平成12年3月31日改定、http://www.somu.go.jp/gyoukan/kanri/kanri_f.htmで入手可)においては、「原則として以下の事項を内容とする」行政手続関係情報のホームページへの掲載について、「平成11年度から可能な限り早期の掲載を推進し、原則として平成12年度までに掲載する」こととされている。

・案内情報(手続名、手続根拠、手続対象者、提出時期、提出方法、手数料、添付書類・部数、申請書様式、記載要領・記載例)
・窓口情報(提出先、受付時間、相談窓口)
・手続情報(審査基準、標準処理期間、不服申立方法)

本要望提出時点ではまだ掲載されていないものと承知しているが、掲載の目途を示されたい。合わせてこれまで要望してきたとおり、いわゆる労災認定基準はもれなく具体的に掲示するようにされたい。

なお、平成11年6月の総務庁「行政手続の公正及び透明性の確保に関する調査結果に基づく勧告」(http://www.somu.go.jp/kansatu/kousei.htm)において、「申請者から照会があった場合に法令所管省庁の運用通達等を説明すればよいと考え、あらかじめ当該行政庁の審査基準として設定する必要がないと解しているものや、運用通達等が公表されている場合には、これを踏まえた当該行政庁の審査基準を設定する必要がないと解しているものがある」、「審査基準として通達集等の名称をそのまま列挙するのみであり、どの通達等のどの箇所が審査基準に該当するのか明確にされていないもの」がある等と指摘されていることにも留意されたい。

【回答：大臣官房統計情報部】

行政手続案内のホームページ掲載については、順次、平成13年度の春から夏にかけて行う予定であり、現在作業中である。なお、掲載にあたってはできる限り国民等にわかりやすい表現で掲載する予定である。

※労災認定基準等については、旧労働省の審査基準等の一覧表を示した「部内限」通達でも、代表的な通達をひとつだけあげて「など」としか記載されていないことも指摘し、なお書きで引用した総務庁の勧告も踏まえて、「わかりやすく」すべてを示すよう、重ねて要望した。

③ 白書等、告示・通達等のデータベース化・インターネットによる提供

「白書・年次報告書、調査研究報告書及びこれらに類するもの」、「告示、通達及びこれらに類するもの」については、「データベース化を行い、インターネットによる提供を進める」(「平成13年度における行政情報化の取組の考え方」平成12年7月31日行政情報システム各省庁連絡会議了承、http://www.somu.go.jp/gyoukan/kanri/kanri_f.htmで入手可)とされている。厚生労働省のホームページに「白書・法令など」(http://www.mhlw.go.jp/wp/)のコーナーが設けられ、「白書」、「予算」、「法令・通知」、「行政文書情報」、「出版物のお知らせ」、「研究報告」について情報を提供しようとされていることは歓迎したい。

しかし、本要望提出時点では、「法令・通知」については旧労働省関係のものは含まれておらず、「行政文書情報」についてはまだ利用できないようである。整備の計画(内容、時期等)について示されたい。

【回答：大臣官房統計情報部】

「法令・通知」の旧労働省分については、夏までに掲載する予定である。また、当省におけるホームページ等を利用した電子的提供の考え方については、前述の「電子的提供の推進に関する実施方針」の中で明確にする予定である。

一度にはできないので、まず「法令」、次に告示とか通知など、段階的に掲載する予定。「通知」については、なるべく多くのものをと考えてはいるが、具体的にどこまでの範囲というかたちでは、ここで示せない。

④ 統計調査結果のインターネットによる提供

「指定統計、承認統計調査結果」についても、「『統計調査結果の電子的手段による提供の推進について』(平成11年3月26日各省庁統計主管課長等会議申し合わせ)を踏まえ、インターネットによるオンライン提供等国民ニーズに対応した提供を促進する」(同前)とされているが、現在までのところ、「労働災害・労働安全衛生関係の統計」でインターネットにより(一部が)提供されているのは、「労働災害動向調査」と「労働安全衛生に関する調査」の一部のみのようである(http://www.mhlw.go.jp/toukei/itiran/roudou/index.html)。指定・承認統計だけでなく届出統計等も含めてもれなく関係統計をインターネットにより提供できる体制を早急に実現されたい。

具体的には、監督実施状況調査、労働者健康状況調査、労働災害動向調査(A～Cすべて)、労働安全衛生基本調査、労働環境調査、定期健康診断結果報告、労働基準監督年報、労働者災害補償保険事業年報、労働災害統計年報、および、(財)労災年金福祉協会の各種労災年金受給者の生活実態調査等の委託調査を含めるべきである。

【回答：大臣官房統計情報部】

本件については、「電子的提供の推進に関する実施方針」の作成時において関係部局と協議を行い、対応することといたしたい。

※具体例についてはこういう要望が出ていることを踏まえて前向きに検討するよう要望したが、統計情報部というよりは、労働基準局の原課でやっている統計調査なので、それらと協議してやるとのこと。

⑤ 申請・届出等手続の電子化等

「行政情報化推進共通実施計画」において、「原則として、平成15年度(2003年度)までに、書面による手続に加え、インターネット等を利用した手続のオンライン化を図るよう努める」とされているところであるが、いわゆる労災申請についてのオンライン化の目途および検討状況を示されたい。[資料提供]

【回答：大臣官房統計情報部】

当省の母体である厚生省、労働省においては、それぞれ、申請・届出等手続の電子化推進アクション・プランを作成し、当アクション・プランに基づき平成15年度から電子政府の運用を開始できるよう作業を進めているところである。なお、当省のアクション・プランは夏頃に策定する予定である。

※旧「労働省申請・届出手続の電子化推進アクション・プラン」(平成12年11月15日行政情報化推進会議決定)を資料提供された。この別紙「個別手続のオンライン化実施計画個別表」資料では、例えば労働基準法関係手続では32手続(年間平均申請件数562,000)と手続の数だけ示されているが、具体的な手続の内容はわからない。その点を質すと、厚生労働省として策定する新しいアクション・プランでは、この場で約束はできないが、なるべく個別手続がわかるような方向で考えていきたいと思うとのこと。

これと合わせて、「押印見直しガイドライン」(平成、9年7月3日事務次官等会議申合せ、http://www.somucho.go.jp/gyoukan/kanri/ouin.htm)に基づき、1999年1月から労働関係省令・告示の改正が行われ、離職後の労災手続における「事業主証明」の負担が軽減されたが、「申請者負担削減」の観点から、在職中の労災手続についても同様の措置をとられたい。

【回答：なし】

⑥ ノーアクション・レター制度

行政機関が法令解釈等について文書で回答する「ノーアクション・レター制度」の2001年度からの導入が検討されているが、労働基準局及び/または厚生労働省としての計画を示されたい。労働基準関係法令の解釈等に関する労働者等からの質問に対して、簡便な手続のよる照会によって、最長1か月以内程度に回答する「ノーアクション・レター制度」を迅速に導入するようにされたい。

【回答：大臣官房?】

3月27日に閣議決定(※)がされたが、この中では対象法令の範囲が限定されており、「当面、IT・金融等新規産業や新商品・サービスの創出等が活発に行われる分野に係る法令」を対象としているが、ただし、各府省の判断により、その他の分野に係る法令を対象とすることができるというもの。厚生労働省としては、ITや金融の分野に限定せずなるべく広めに対象としていこうという方針を持っている。

厚生労働省としての指針を平成13年度中に策定して、公表する予定。対象を何々法第何条というかたちでピックアップしていくことになるので、その作業にしばらくかかる。

※「行政機関による法令適用事前確認手続の導入について」(平成13年3月27日閣議決定、http://www.somu.go.jp/gyoukan/kanri/kanri_f.htmで入手可))を提供された。

5. その他

① 2001年1月15日に「政策評価に関する標準的ガイ

ドライン」(http://www.soumu.go.jp/kansatu/gaido-gaidorain1.htm)が政策評価各府省連絡会議において了承されている。これによれば、各府省は、体系的かつ継続的な政策評価の実施を確保するため、ガイドラインに沿って政策評価の基本的な手続、手順等を規定した「実施要領」及び実施要領を踏まえた各年度の具体的な「運営方針」を策定するものとされている。厚生労働省としての実施要領及び2001年度の運営方針を示されたい。

【回答】

本要望提出後、「厚生労働省政策評価実施要領(案)」が示され、3月7-21日にパブリックコメント手続が実施された。全国安全センターでは9項目にわたる意見を提出したが、3月29日にその結果―「寄せられた意見と厚生労働省の考え方」が示され(http://www.mhlw.go.jp/public/kekka/p0329-1.html)、3月30日付けで「厚生労働省政策評価実施要領」(http://www.mhlw.go.jp/houdou/0104/h0406-1.html)が策定されている。[10-13頁の囲み記事参照]

② 2000年10月4日付けの新聞報道等によると、厚生省や社会保険庁関係の法令集等を出版している「法研」が東京国税局の税務調査を受け、省庁の職員に支払った原稿料や監修料等約1億6千万円を「使途秘匿金」と認定され、制裁課税を受けていた。同社は、実体のない研究会や借名の支払調書を作成して受取人を特定できないようにしていたうえ、国税局が支払先を明らかにするように求めたのを拒否したため、経費として認めず「使途不明金」と認定して法人税に加えて40%の制裁課税を適用、さらに支払調書の改竄が意図的な所得隠しに当たるとして重加算税を課した模様と伝えられている。他山の石とすべき問題であり、旧労働省または労働基準局において同種の問題の存否を調査していればその結果を明らかにされたい。もし調査していなければ、速やかに厚生労働省全体において実施し、その結果を公表するようにされたい。

【回答:なし】

③ 平成2年12月20日付け東京都医師会長・東京労働保険医療協会長名の労災指定医療機関管理者宛て「R.I.C.(第一報)」と題された文書によると、「R.I.C.とは政府が出資して設立した『財団法人労災保険情報センター』の略称で(す)」と記載されている。これがもし政府の全額出資によって設立されたものであるとしたら、財団法人の趣旨として問題ではないか。(各都道府県)財団法人労災保険情報センター設立にあたっての、政府資金の出資の状況(金額・割合等)及びその財源、支出の根拠について明らかにされたい。

【回答:なし】

[→46頁から続く] 権を獲得した企業寄りの共和党による立法的な成果である。

法案は、上院通過から24時間たらずの後に、だいたい政党割りどおりの223対206で下院を通過した。民主党員と組織労働者らがやかましく抗議してきたが、ブッシュ大統領はすでに署名する意向を示している。

ホワイトハウスが批評家たちを安心させようとしていたときには、まだ投票は進行中だった。「本政権は労働者の健康と安全を防護することを公約している」と声明は述べている。「そのことが労働省がこの問題に対処する包括的アプローチを追求している理由である。雇用と経済成長に否定的なインパクトを与えていることから、過度の負担となる現在の諸規則には現実的な関心が寄せられている」。

ロビイ活動は激烈だった。ひとつの団体、全国独立企業連合は、その投票が重要な議会のメンバーと接触するよう求めて、30の州の7万のメンバーにファックスを送ったと述べている。

組織労働者は、仕事に関連した反復動作によって健康に深刻な影響を受けた労働者たちをあおりながら、規則を維持するよう立法者に圧力をかけた。「記憶にある中で、働く国民に敵対する大企業の利益が大統領や合衆国議会にこれだけ強い影響力をもったことは最近なかったことだ」と、AFL-CIO会長ジョン・スウィーニーは投票後の声明の中で述べている。

レスポンシブ・ポリティクスによれば、組織労働者は昨年、民主党の選挙を援助するのに推定7,800万ドルを提供したが、経営者グループは共和党候補者のために数百万ドル多く寄付した。そして、下院のフロアの内外における議論は政党構成を反映したものであった。

共和党の援助者は、迅速なこの動きには別の要因が働いたと話している。

連載 2

語りつがねばならぬこと
——日本・アジアの片隅から——

塩沢美代子

戦争になんの疑いもなく成長していった私が、“いやだ！ 戦争ってとんでもないことだ！”と思いはじめた最初の瞬間を、60年近くも前のことながら、昨日のことのように、鮮やかに覚えている。

ときは昭和18年10月21日、冷たい秋雨の降る明治神宮外苑競技場のことだった。

戦後世代の人たちが意外と知らないのは、富国強兵をめざして、明治時代にはじまり、敗戦までつづいた、徴兵制のことである。男子は20歳になると、必ず徴兵検査を受けなければならず、健康状態や体力に応じて甲、乙、丙、丁とランク付けされる。丁はたぶん身体障害者などで兵役を逃れたらしいが、戦争末期には身体虚弱な丙種までが、戦争にかり出された。

誰も戦争にいきたくはないから、明治時代から兵役を逃れるために、いろいろ考えたらしい。本人の口からきいたことはないのだが、私の父親もそのひとりだった。父は兄とふたりだけの兄弟だった。ところが二人は姓が違っていた。大人になってから、伯父の娘だったいとこが、その理由を教えてくれた。

戦前の日本は家族制度が確立していたから、父の時代は、長男は徴兵を逃れることができた。そのため次男だった父は、たぶん男の子がいなかったであろう、塩沢という家の養子になり、長男という立場をえた。私とは祖父と孫ぐらい年が離れていた父は、そういう手をつかわなければ、日清・日露の戦いで一命を落としていたかもしれず、私もこの世に生れ出ることはなかったわけである。しかし明治の中頃に、長男の兵役免除は廃止された。

またある反骨の詩人が、戦後に書いたエッセイに次のような告白があった。息子が兵隊にされるのを、なんとかして防ぎたいと思い、徴兵検査のとき、健康を害した状態にするため、醤油を飲ませたり、雨のなかをずぶぬれで、庭に立たせたりしたというのである。その結果がどうなったかよく覚えていないのだが、成功しなかったようである。いかに反骨の人間でも、徴兵制度から逃れることは、できなかったことを示すエピソードである。

ところが、大学や専門学校に進学していた

青年は、その卒業まで徴兵猶予、という措置がとられていた。当時の日本社会の貧富の差は、1970年代に私が歩き廻った、アジアのいわゆる発展途上国と、同じくらい大きく、大学に進学できるのは、ひと握りの特権的階層の息子だけだった。したがって大学の数も、現在とは比較にならないほど少なかったから、卒業まで兵役を猶予しても、大勢に影響はなかったのだろう。

しかし中国大陸と東南アジア全域に戦線を広げ、限りなく戦死者を出すに及んで、学生だけにこういう特典を許すことは、できなくなったのだろう。医学生や兵器製造にも影響を及ぼす、理工系の学生を除いて、一斉に学業を中止し戦地へ出陣させることになった。

そして出陣学徒壮行会なるものが、明治神宮外苑の競技場で、行われたのである。

出陣学徒壮行会(1943.10.21 明治神宮外苑競技場)

当時の大学生は、詰襟の黒い制服をきて、四角にかどがあり、正面に校章がつき、ひさしのついた角帽をかぶっていた。この時は、その膝下には兵士がつけるゲートルという、厚手の包帯のようなものを巻き、銃をかついでいた。その一団が東京帝国大学を先頭に、雨の中を軍隊的な歩調で、次から次へと入場行進をしてきたのである。スタンドは、動員された女子大学などの学生で、ぎっしり埋められていた。私のいた場所は、式典の正面に近く、すぐ斜め下には、東條英機が立っていた。それで私の前を通るとき、学生たちには、“頭(カシラ)右!”という号令がかかっていたから、悲壮な緊張のみなぎる同世代の青年たちの顔、顔、顔が延々とつづいた。

そもそもその時代の、大学生のもつ雰囲気は、昨今の大学生とは、比較にならないほど違っていた。恵まれた階層の者しか、大学にはいけないということは問題だが、大学へいった者は、真剣に勉強していた。あまり一般化していうのは、よくないかも知れないが、いい意味でのエリート意識やプライドを、もっている大学生も、私の身近には、けっこう多かったような気がする。身近といっても、男女の交際は許されず、恋愛なんてとんでもないという時代だったから、兄たちとか、従兄とかその友人たちという範囲しか、接する機会はなかったのだが。

そういう知的にひきしまった顔が、自らの意志に反して、人を殺しにいく、そして自分も死ぬ、という苦悩をにじませていた。私たちは、絶間なく拍手して見送ったのだが、“いやだ!この人たちが死んじゃうなんていやだ!戦争ってなんなんだ!”という強烈な感情がこみ上げてきたのである。そのはげしい思いは、あの群

像に対して、一気に溢れた恋心としか、いいようのないものだった。ときに私は19歳で、同世代の女性には、どんなに恋愛禁止時代でも、ひそかに心を寄せる恋人や、婚約者のいる人もいたらしいが、私には全くそういう相手はいなかった。しかし人から恋愛の経験はないかときかれると、あの学徒兵の群像しか浮かんでこないのだ。長らく若い人たちとともに、仕事をしてきたから、結婚式に招かれることが多かった。ところが、そのおめでたい席で、いつも私の脳裏に浮かんでくるのは、雨の神宮外苑を行進していた、学生たちの姿である。入場行進・式典・退場行進あわせて3時間足らずの間に、私の異性に対する情熱は、燃え尽きてしまったようである。

ところが昨年の夏、テレビを見ていて、思いがけないことを知った。NHKの教育テレビで、あのとき行進していた学生で、運よく生還した人が、そのときのことを話していた。それによると、行進していた男子学生の側でも、スタンドを埋めつくしていた女子学生に対して、異性への感情が生れていたということだった。入場するまでスタンドを、女子学生が埋めつくしていることは知らなかった。ところが雨に打たれながら、拍手で見送ってくれる女子学生を見て、“戦争に行きたくない”という本心を、“この女性たちを、自分たちが守らなくてはならないのだ”という思いで、なんとか自分に納得させようとした、というのである。その頃学生たちの間では運命という意味のドイツ語が、はやっていたそうである。こんな時代に生れて、人生これからというときに、不可抗力的に戦争に、いかねばならない自分たちを、運命としか、いいようがなかったのだろう。彼らもまた女子学生の群像に接し、その運命に、少しでも意味づけをしたらしい。

“男女7歳にして席を同じうせず”といい、男女共学は、当時の義務教育だった、小学校だけで終り、思春期の男女が、厳重に隔絶されて暮らしていた社会を、今の若者は、どうしても想像できないらしい。だから群像に対して感じあった、異性への思慕など、どうしても信じられないという。ではどうやって結婚相手をえたかというと、私のクラスメートを例にとれば、ほぼ100%が、親のアレンジによる、見合い結婚であった。

ところで昭和12年から、中国大陸では継続して、戦争が拡大していたし、16年には太平洋戦争に突入していたから、18年の学徒出陣の前に、すでに数限りない日本人が、赤紙と称する召集令状によって、戦地にかり出されていた。出征兵士を送る地域での壮行会、戦死者の遺骨を迎える隊列は、毎日のように町角で見かける風景だった。その人たちの出征と戦死は、学徒兵より、もっと深刻な悲劇だったに違いない。妻子をかかえて生計の柱だった男子が、農村から、工場から、その他あらゆる職場から召集されていったのだから。

戦後に、『農民兵士の手紙』という本を読んだことがあるが、田畑の作物の状況を気にして、妻にこまごまと指示し、かつ妻の労をねぎらっている文面に、胸を打たれた。しかし戦争の最中には、自分と同じような、階層や環境にあった青年たちが、死地に赴くというときになって、はじめて戦争について、疑問が浮かんできたのである。

学徒出陣から1年半くらいたつと、戦争による死という運命は、自分自身に刻々と迫ってきた。よく知られている昭和20年3月10日の東京大空襲より早く、3月4日の朝、わが家は、20発前後の焼夷弾と小型爆弾を落され、死の寸前だった。瓦屋根にはじかれ庭に滑り落ち

た焼夷弾が多く、幸い大雪の後で、地盤もゆるかったせいで、大半が不発のまま地中に埋れてくれた。発火した二つの部屋の消火は、海軍の技術将校で、内地勤務だった兄が、たまたま外泊で家にいたため、不動明王の如く奮闘し、私は必死で水を運んだので、全焼をまぬがれた。爆弾により一瞬にしてコンクリートがわれ、水が吹きとんだ池は、私のいた防空壕と7～8メートルしか離れていなかった。5月には、空中戦でもぎとられた米軍機B29の垂直尾翼が、自宅の庭に落下したり、夏になると外出中に、何度も機銃掃射にあった。

その頃になると、新聞やラジオは連日、“本土決戦、一億玉砕（国民が全部死ぬこと）”という、軍の命令をくり返していたから、私の寿命は、20歳で終る運命と思っていた。それを悲しいと思う気はなく、どうせ死ぬのなら早いほうがいいと、空襲警報のサイレンをきく度に、今度こそ“即死を！”と祈っていた。空襲の恐怖と食糧難による飢餓状態から、一刻も早く逃れたかったからである。医療も受けられない状態だったから、負傷して生き残るのが、もっともこわかった。

だから8月15日に、生れてはじめてきく天皇の声で、戦争が終ったと知ったときは、“エエッ、私は生きている！生きのびたのだ！”という、生物本能的な喜びしか感じなかった。

その頃は連日だった空襲が、もう終ったという安堵感は、例えようもなかった。そして思いがけず手に入れた“余生”は、二度と戦争を起こさせないためだけに、生きる意味があると思い、その後の人生は、すべてこの瞬間を原点として展開してきたのである。

それから56年の日本の戦後史のなかで、私の反戦意識の中味が、三段階くらいのプロセスで、より強くなってきた。

最初は、軍の暴走により戦死・戦災死をはじめとする、あらゆる形で犠牲になった、日本人に対する哀悼から、二度とこんなことを許してはならない、という意識だった。広島・長崎・沖縄のことも、若い生命を散らしていった、特攻隊のことも、戦争が終ってはじめて、真相を知ったのである。

次に中国大陸・東南アジアの人々が、日本軍の侵略によって、いかに多くいかに残虐な目にあって、犠牲になっていたかに対する、日本国籍をもつ人間としての、心の痛みであった。このなかには、朝鮮半島と台湾の植民地支配が、いかにひどいものであったかも含まれている。恥しながら、このことを、肌で感じるまでに至ったのは、1970年代になって、アジアの地で、現地の人々ともに、働くようになってからである。

この二段階を経て、私がもっとも深刻な課題として受けとめているのは、次にのべることである。

だんだん先細りになってきたとはいえ、戦争の惨禍については、戦後様々な角度から語られてきた。しかしなぜすべての日本人が、戦争に巻きこまれてしまったかのプロセスが、しっかり伝えられていない、ということである。前号に簡単に記したが、軍の独走を許し、あれだけの侵略戦争に、突進するための地ならしは、20年に及んだ治安維持法による思想・言論の弾圧にはじまり、私の受けた教育に示されるように、年期がはいっていたのである。そういう抑圧は、決して急激にくるわけではない。じわじわとはじまり、気付かぬようにだんだんと強まり、ついには投獄さらには死刑を覚悟しない限り、手も足も出ない状況になってしまう。私が空襲に苦しんだ頃は、まるで台風とか大地震と同じ、抗しがたいものだったのである。

こういう国内事情が、次の世代に伝わって

いないため、政治に無関心になっているのが最もおそろしいと思う。

少数派ではあるが、日本軍の侵略によって、アジアの民衆に与えた、被害の補償について、戦争を知らない世代も含め、問題提起し運動している人たちがいる。そして"従軍慰安婦"・"虐殺"・"略奪"など、耳をふさぎたくなるような事実について、アジアの人々の証言が、伝えられるようになってきた。それを聞く場合も、その時代を知らない世代と私とでは、大きな違いがある。

アジアの人々にとって、直接そういう蛮行に及んだ日本兵が憎いのは当然である。しかし私としては二重に胸が痛く、やりきれない気持になる。

兵士は、全く抵抗できない国家権力によって、妻子とひきさかれ、死地に赴かされ、100パーセント人権を無視され、人殺しを任務として強制された、日本の民衆なのである。また戦地では、相手を殺さなければ、自分が殺される極限の状況にある。そして兵士を、将棋の駒のように動かす軍の首脳部は、食糧を略奪する必要も、"慰安婦"を暴行する必要もない暮しのなかから、攻撃の命令を、出していたのである。

兵士らは国が戦争をしなければ、郷里の田畑を耕し、または会社で働き、あるいは芸術を仕事とし、夜は妻や恋人を、抱いていた人たちである。なかには、当時は合法だった、売春宿に通った者もいるだろうが、予想もつかぬ異境の地で、見も知らぬ女性を、暴行して性欲を満たすなど、思ってもみなかった人たちである。

また南京大虐殺は、食糧の補給も追いつかずに進軍させられた兵士たちが、自らの食物をえるために、民家を略奪したことからはじまったらしい。空襲下の東京で、飢餓体験のある私は、その状況の想像がつく。

加えてわが世代は、アジア侵略の戦争を正当化するために、日本人以外のアジア人の蔑視を、積極的に教育されてきたのである。日本人は優秀な民族だが、他のアジア人はレベルが低い。したがって欧米の植民地にされている。そこで優秀な日本人が、戦争によってアジア各国を支配している、欧米諸国を追いだして、日本を中心として、アジアの人々が栄える「大東亜共栄圏」を、つくり上げるのである。

こういう聖なる目的をもった「聖戦」であるとし、当時は日中戦争と太平洋戦争をひとくくりにして、「大東亜戦争」と呼んでいた。実は欧米にとって代り、中国大陸を含む広範なアジア地域を、日本が支配しようとしたのであるが、この論理を展開するには、アジア人は、日本人に劣る人たち、といわねばならなかった。だから中国人を、"チャンコロ"と、犬ころのようなニュアンスで呼び、東南アジア人を、"南洋の土人"と呼んでいたのである。

だから狂乱状態に追いこまれた兵士は、動物を殺すような感覚で、殺戮がエスカレートしたに違いない。彼らは、自分たちをこんなに苦しめる軍の命令、つまり国家権力には、抵抗できないので、その恨みを、目の前の敵兵や住民に、ぶつけていたともいえよう。

こういうことをいうと、兵士の行為を正当化しているように、誤解されるのを恐れて、私も、なかなかいえなかった本音である。

最前線の兵士は、不可抗力の国家権力によって"加害者"に仕立てられた"被害者"であり、200万人以上が、自らも命を落している。この点を、しっかりふまえておかないと、真実の歴史を"自虐史"だとし、韓国から、非難された教科書をつくった、「新しい歴史教科書をつくる会」の動きに、乗じられてしまうと思う。

ドキュメント

asbestos

アスベスト禁止をめぐる世界の動き

健康リスクが優先—WTOが禁止を支持

ICTSD Bridges Weekly, Vol.5, No.9, 2001.3.13

3月12日、画期的な評決の中でWTOの上訴機関は、フランスが白アスベスト含有製品の輸入を禁止したことを支持し、2000年9月のパネルの事実認定を覆すことを求めたカナダの要求を却下した。上訴機関は、フランスのアスベスト禁止措置は、人間の健康を防護する必要性を考慮した措置へのWTO諸規則の一般的例外を規定した—1994年関税及び貿易に関する一般協定(GATT)第XX(b)条のもとで正当化されるとしたパネルの基本的事実認定を支持した。もっとも意義深いのは、上訴機関が、アスベストと他のより危険性の少ない代替繊維がGATT第III:4条で定義される「同等」の商品であり、原則としてフランスの市場で同じ処遇を与えられるべきであるとしたパネルの結論については覆したことである。昨年9月に裁定を出したパネルは、ポリビニルアルコール、セルロース、グラス(PCG)ファイバー繊維等の代替品を含有する製品の「同等性」を考察するうえで、クリソタイル・アスベストに関連した健康リスクを考慮することは「適当でない」とした一方で、上述の結論に達していた。

対照的に、上訴機関のレポートは、「ある製品に関連した健康リスクに関する証拠は、1994年GATT第III:4条のもとでの『同等性』を考察するのに適切であるという非常に多くの意見がある」(上訴機関レポート, WT/DS 135/AB/R, $113)と述べている。「発がん性あるいは毒性は、われわれの見方によれば、クリソタイル・アスベストの物理的と区政の側面の定義の構成要素である。対照的に、PCG繊維はこうした特性を、少なくとも同程度には、共有していない。この著しい物理的相違を、1994年GATT第III:4条のもとでの『同等性』を決定する要素として、物理的特性を考察するうえでどのように考慮に入れるべきかは、われわれにはわからない(同前$114)」。

上訴機関の事実認定はWTOにおいてフランスの禁止措置を防衛する「画期的」裁定であるとして、欧州委員会は歓迎している。「この裁定は、WTOがわが市民の関心に敏感であることを示すものである」と、EU貿易局長パスカル・ラミーは言う。当初のパネルの決定は、人々の健康を防衛する側から提起された主張をWTOのパネルが支持した最初の事例となったものの、「同等製品」に関する部分は、「間違った理由で良いことをした」、あるい

WTO上訴機関レポート
欧州共同体—アスベスト及びアスベスト含有製品に影響を与える措置
WT/DS135/AB/R, 2001,3.12

IX. 事実認定および結論

192. 本レポートで提示された理由によって、上訴機関は:

(a) パネル・レポート8.72(a)節の、TBT(貿易の技術的障壁に関する)協定は「当該法令のアスベスト及びアスベスト含有製品の輸入禁止に関する部分は、この部分がTBT協定別添1.1の趣旨の範囲内の『技術的規制』を構成するものではないため適用されない」としたパネルの事実認定を取り消して、当該措置は、全体としてみて、TBT協定のもとで「技術的規制」を構成するものである、と認定し;

(b) パネル・レポート8.132及び8.149節の、1994年GATT第III:4条のもとでそれらの繊維とPCG繊維の「同等性[類似性、likeness]」を考察するうえで、また、同条項のもとでセメントをベースとしたクリソタイル・アスベスト繊維含有製品またはPCG繊維の「同等性」を考察するうえで、クリソタイル・アスベスト繊維に関連した健康リスクを考慮することは「適当でない」としたパネルの事実認定を取り消し;

(c) パネル・レポート8.144節の、1994年GA

は、有毒製品と非有毒製品の区別をできなくする危険な前例を作るもの、として環境団体がWTOの決定を非難するもととなったものであり、環境団体や消費者団体は今回の裁定をおおむね歓迎するものとみられている。

上訴機関は、フランスの禁止措置は「技術的規制」を構成するものではなく、それゆえWTOの貿易の技術的障壁に関する協定(TBT協定)の対象とはならないとしたパネルの事実認定に対するカナダの異議申し立てを支持した。法律専門家は、上訴機関の事実認定は、ある措置が人間の健康を防護する必要性があると思われるという見地からTBT協定の原則から免除されると、各国が宣言することを許すという潜在的抜け穴をふさいでいるものとして重要である、と言っている。

このケースは、カナダにとって大きな政治的重要性をもっている。なぜなら、この問題の多い産業が、分離主義的感情が根強く残っているケベック州に集中しているからである—実際、何人かのアナリストは、オタワの連邦政府にアスベスト製造業を防衛するという明確な態度をとらせてきた原因であるとしている。

カナダのアスベスト生産業者も、この裁定は開発途上諸国において著しく否定的な影響をもつ可能性があると警告している。裁定は、アスベスト・セメントでつくられた製品が死亡率の減少に貢献している開発途上諸国の損害よりも、アスベストは危険だとする豊かな国々の主張に重みを与えたものである、とアスベスト研究所所長デニス・ハーメルは3月12日に語った。

グリーンピース・インターナショナル、世界自然保護基金(WWF)、アスベスト禁止ネットワーク、アスベスト禁止国際事務局、国際環境法・開発財団(FIELD)などのNGOは、間もなくこのアスベス

TT第III:4条のもとでクリソタイル・アスベスト繊維とPCG繊維は「同等の製品」であるとしたパネルの事実認定を取り消して、カナダは、同条項のもとでこれらの繊維が「同等の製品」であることを立証すべき責任を満たさなかった、と認定し;

(d) パネル・レポート8.150節の、1994年GATT第III:4条のもとでセメントをベースとしたクリソタイル・アスベスト繊維含有製品とセメントをベースとしたPCG繊維含有製品は「同等の製品」であるとしたパネルの事実認定を取り消して、カナダは、1994年GATT第III:4条のもとでそれらのセメントをベースとした製品が「同等の製品」であることを立証すべき責任を満たさなかった、と認定し;

(e) パネル・レポート8.158節の、当該措置は1994年GATT第III:4条に一致しないとしたパネルの事実認定を取り消し;

(f) パネル・レポート8.194、8.222及び8.223節の、係争中の措置は、1994年GATT第XX(b)条の趣旨の範囲内で、「人間の生命または健康を防護するために必要」であるとしたパネルの事実認定を支持して、この結論に至るうえでパネルは、DSU(紛争解決に係る規則及び手続に関する了解)に矛盾せずに行動したものと認定し;

(g) パネル・レポート8.265及び8.274節の、当該措置は、1994年GATT第XXIII:1(b)条のもとで訴因を生じさせる可能性があるとしたパネルの事実認定を支持する。

193. カナダは、係争中の措置が適用される諸協定のもとで欧州共同体の義務と矛盾するということを立証することができなかったということはわれわれの事実認定から導き出されたものであり、よってわれわれは、DSU第19.1条のもとでDSB(紛争解決機関)に対して、いかなる勧告も行わない。

原本は2001年2月16日、ジュネーブにて以下の者によって署名された:

(座長)Florentino P. Feliciano, James Bacchus, Claus-Dieter Ehlermann

トに関する決定についての声明を発表する予定である。[次の記事参照]

NGOは歓迎、紛争解決手続への疑問は残る

Joint Statement of a NGO Coalition, 2001.3.14

フランスのアスベスト禁止を支持した今週のWTOの裁定について、グリーンピース・インターナショナル、世界自然保護基金(WWFインターナショナル)、アスベスト禁止ネットワーク、アスベスト禁止国際事務局、国際環境法・開発財団(FIELD)でつくるNGO連合は、有害なアスベストはより安全な物質と同じではないとした上訴機関の事実認定を歓迎する。

WTOパネルの元の裁定を覆して、WTO上訴機関は、発がん物質アスベストはより安全な代替物質と同じではなく、フランスのアスベスト禁止措置は国際貿易法に違反してはいないと認定した。上訴機関の事実認定は、この事件で法廷助言者あるいは裁判所の友として提出した意見の中で述べたNGOの主張と一致している。

このWTOの決定を受けて、アスベスト禁止国際事務局のローリー・カザンアレンは言っている。アスベスト関連疾患はまさに今何千名もの人々を殺

している。上訴機関の最新の裁定を歓迎し、責任ある政府はいまやWTOのことを気にすることなしに、この致死的な物質から自国の労働者と消費者を防護する努力を続行することができる。

上訴機関はこの事件で、WTOの諸規則のもとにおける人間の健康を理由とした例外条項の適用についても検討している。通常、禁止措置はWTOの諸規則に違反していないと事実認定すれば、いかなる例外も検討する必要はないだろう。しかし、フランスの禁止措置は健康例外規定によって許されるとしたパネルの事実認定に対するカナダの上訴は、上訴機関にこの問題をレポートの中で取り扱うことを余儀なくさせた。健康例外規定の適用に関するパネルの事実認定を支持して、上訴機関は、加盟諸国が自国民にどの程度の防護を提供しようとするかはその国次第であるということを確認した。がんを引き起こすアスベストからの完全な防護を提供することを選択するうえで、フランスは禁止措置に代わる合理的に利用可能な代替策を持っていなかったことを、上訴機関は確認した。上訴機関は、健康政策を策定するうえで、加盟諸国は多数派の科学的意見に従うべき義務はないことも付け加えた。

この事件では、フランスのアスベスト禁止を支持する証拠は圧倒的だった、とWWFインターナショナル上級政策アドヴァイザー、エイミー・ゴンザレスは解説する。しかし、上訴機関の科学的見解の妥当性に関するガイダンスでは、すべての加盟諸国は、防護措置を正当化するリスクに関して科学者の見解が一致していない場合でも、人間、動・植物の最大限の防護を選択する権利が与えられているとしている。「これは、貿易関連紛争における予防原則を認めることを意味していることから、重要である」、とグリーンピース・インターナショナル政策局長レミ・パルマンティエは語っている。

今回の上訴機関の裁定は、各国政府が有毒物質と非有毒物質の区別をすることができることを確認することによって、NGO連合からの嫌疑を晴らした。しかし、なぜ上訴機関がNGOからの意見提出を拒絶し、その理由を明らかにしなかったということに関しては、NGOは疑念を残している。昨年11月、上訴機関は、「追加手続」なるもののもとでWTOのアスベスト事件についての第三者からの意見の提出を呼びかけ、そして即座に拒絶した。締切期限内になされた意見提出の申し込みを拒絶したことを正当化するのに、上訴機関は、追加手続で要求した7項目の事項を満たさなかったと述べた。上訴機関は、7項目のうちのどの事項を満足させなかったのか、あるいはどのような根拠で要求事項を満たさなかったのかを示さなかった。NGO連合は、この上訴機関の対応に満足しなかったため、法的問題に関する書面による意見を提出した。

「NGOからの人々の関心についての主張を聞くことを拒否したことによって、WTOは、上訴機関のフェアプレーおよびデュープロセス(法の適正な過程)に関する主張と矛盾する行動をとった」、とグリーンピース・インターナショナル政策局長レミ・パルマンティエは言う。

「われわれは、法廷助言者に関する手続一般の価値と、紛争解決手続への加盟開発途上諸国および南側の公益グループの関与するキャパシティを拡大する必要性をはっきりと区別するようにしなければならない」、とWWFインターナショナル上級政策アドヴァイザー、エイミー・ゴンザレスは言う。

公益団体がWTOとその関心事についてコミュニケートできるようにする回路が限られている中で、NGOは、法廷助言者としての意見提出を、国際貿易をめぐる決定において公益団体の建設的な参加のための重要な手段としてみていたのである。

＊ 原文は、http://www.field.org.uk/で入手できる。

[→37頁から続く]

止は「不合理かつ正当と認められない」措置であり、「管理使用に伴う気づかれていないリスクを不適当な代替品のリスクに置き換えるという命取りの結果をもたらす」とWTOに対して述べたケベック政府によって支援される。

＊ 原文はhttp://www.chrysotile.com/news/article.asp?ref=20010312で入手できる。

アスベスト研究所は上訴機関の決定に失望

The Asbestos Institute, News, 2001.3.12

モントリオール・2001年3月12日―アスベスト研究所［The Asbestos Institute］は、1997年1月にフランスが施行したクリソタイル・アスベスト禁止措置の範囲に関する2000年9月の特別委員会の判定を無効化しなかった、世界貿易機関（WTO）の上訴機関の決定に失望した。特別委員会は、フランスの禁止措置が仮に国際貿易を律する諸協定に違反していたとしても、人間の健康を防護するために確立された例外条項によって正当化されると結論した。

WTOへ上訴した目的は、クリソタイルを試験することではなかった。特別委員会と上訴機関は、フランスの制限措置が国際貿易を律する国際協定に違反するかどうかを決定しなければならなかった。決定のウエイトは、加盟諸国にはその国民が曝露する可能性のあるリスクの程度を決定する自由があると述べるにとどまった。

アスベスト研究所は、特別委員会の決定を支持したことが、国際的規模で、とりわけ開発途上国において、否定的影響をもちかねないことを危惧する。「WTOはフランスのケースを検討しただけで、その状況は、住宅や飲料水供給施設などの多くの基本的必要性のためにクリソタイルをベースにした製品を使用しなければならない開発途上諸国に移し代えることのできるものではない」と、研究所長のデニス・ハメルは言明している。「代替製品を製造する多国籍企業の支援を受けた反アスベスト・グループは、この決定は世界規模でのクリソタイル禁止を呼びかけるものだと宣伝して、まだ世論やメディア、政治家たちをねじ曲げようとしている」。研究所は、この質問は訴因ではなかったことを指摘しておく。

特別委員会の決定を維持することによって、上訴機関は、より豊かでない諸国よりも、豊かな諸国の主張に重みを与えた。アスベスト・セメントでつくる製品は、飲料水や住宅の欠乏に直面している多くの開発途上国の高死亡率を減少させるのに著しい貢献をしている。健康に対するリスクが完全にはわかっていない代替製品は相対的に、高価であり、寿命が短く、大多数の国の立法者がその使用を管理することはできないということに注しなければならない。クリソタイルの使用を管理しているのと同じ措置を確立することなしに、この代替品の使用を認めれば、リスクが知られず、また管理されていないかった時代にアスベストに悪いイメージをもたらした過ちを再び繰り返す可能性がある。

1989年にアメリカ合衆国がほとんどのアスベストの使用を禁止したものの、この決定は1991年に連邦最高裁判所において、禁止措置はあまりに制限的すぎる解決策であり、禁止に伴う費用はその効果をはるかに上回るという事実ゆえに代替製品は相対的に安全でないと立証されたことによって覆されたことを想起することは重要である。

アスベスト研究所は、この決定が上訴機関によって確認されたことは、公衆衛生上の動機による、あるいは競争相手のロビイ活動の圧力のもとでの、過度の貿易保護規制の採用に道を開くことになるだろうと考えている。本年、欧州連合は、1,200の自然物質と産業製品の禁止または厳格な規制を要求している。広大な自由貿易圏の創設が議題にあがることが予定されているアメリカ・サミットの開会の前に、国際貿易を律している法体系の信用性が揺さぶられてしまった。

アスベスト研究所は、消費諸国において、クリソタイル・アスベストの安全使用を支持する基準を確立するために闘い続ける。それは、カナダ政府のポジションを無条件で支持し、また、クリソタイル禁

［→36頁右下に続く］

ブラジル・サンパウロ市がアスベストを禁止

Barry Castleman, 2001.3.16

その職務に就いてから100日足らずのうちに、Marta Suplicy市長は、サンパウロ市は建材へのアスベストの使用を禁止すると発表した。この法律は、欧州連合（EU）加盟諸国と同じデッドライン、2005年に発効するものと予想されている。サンパウロ市は現在、ブラジルのアスベスト製品の13%を使用している。サンパウロ州では40%を使用しており、州レベルでアスベストを禁止する法律が6月までに成立することもほぼ確実である。

ブラジル全体で28—サンパウロ州に16—のアスベスト・セメント工場は、この法律を支持すること、また、デッドライン前に可能な限り速やかに工場を転換させることを表明した手紙を配った。最大の工場のひとつ（Brasilit、エターニトとフランスの多国籍企業サンゴバンの子会社Eterbras）は、ブラジルのアスベスト・セメン市場の55%を占め、ゴイアス州のアスベスト鉱山の所有者でもある。同社は、生産量の10%未満にすぎない他社向けのアスベストを生産する意向をもっていないことから、この鉱山は確実に閉山することになるだろう。アスベスト・セメント部門は、ブラジルの市場におけるアスベストの90%を使用している。

このイニシアティブはブラジルにおいて大きな注目を集めた。ブラジル中の市長たちが、最近、オザスコ市とマト・グロッソ・ド・スル州で制定されたのと同様の法律を制定しようと動き出している。サンパウロ市という南アフリカ最大の都市だけでなく、そう遠くないうちに、ブラジルの国レベルにおけるアスベスト禁止が導入されることは必然的であると思われる。ブラジルは、南アフリカ最大の国であるだけでなく、アスベストの生産国であり、輸出国でもある。そのことが、ブラジルにおけるこの公衆衛生のための政治的勝利を実現することをとりわけ困難にしてきたのである。採掘するアスベストのほとんど全てをより規制の少ない諸国に輸出しているカナダにとっての希望でもあった。

今年1月に同様の行動をとったチリ、そして、世界貿易機関がフランスによるアスベスト禁止に対するカナダの上訴を却下したことに続く、ブラジルのアスベスト禁止は、ラテンアメリカ全体の禁止につながるだろうと考えられている。アスベストは今では21か国で禁止されているが、そのほとんどはヨーロッパ諸国である。

ブラジルにおけるアスベスト禁止運動のリーダーであるフェルナンダ・ギアナージは以下のように報告してきている。「サンパウロ市の法律は、同市がラテンアメリカ最大の都市であるという点において象徴的であり、ドミノ効果を及ぼすに違いない…われわれ（アスベスト禁止ネットワークとブラジルのアスベスト被災者団体であるABREA）は、Marta市長の決定を支持するが、一方で、われわれはすでに直接消費者に、アスベストの使用を直ちにやめるよう呼びかける活動を開始している…」

サンゴバンとそのブラジル子会社の意向により転換はスムーズに進むだろう。サンゴバンは、ポリビニルアルコール強化繊維セメント技術を開発し、認可を受けることを計画している。サンゴバンは、1996年にフランスがアスベストを禁止した数年後にフェルナンダ・ギアナージが出版した『ダブル・スタンダード』によって大きな打撃を受け、評判を損ねた。フェルナンダを「名誉毀損」で訴追することに失敗した後、結局タオルを投げ、1999年にブラジルにおけるアスベスト・ビジネスから手を引くと発表した。サンゴバンは、アスベスト・セメント製造業者と競争するうえで、アスベストの危険性を強調しない方がよかろう。それは、同社のブラジルにおけるアスベスト事業の歴史から生ずる、巨大な潜在的責任につながるであろう。

21世紀の労働衛生研究戦略

2000年12月25日　21世紀の労働衛生研究戦略協議会報告書

III-1　健康影響指標の開発とリスク評価

【重要性と緊急性】

ILOによると、世界で年間110万人にのぼる労働災害死者中およそ四分の一が有害物質へのばく露に起因し、交通事故や戦争の犠牲者数を上まわると推定されるという。国内でも、化学物質による業務上疾病の発生は横這いで推移している。化学物質による健康障害防止のためには、個々の物質の有害性に関する実験的研究や疫学研究を進めるのみでは不十分であり、ばく露状況等を考慮した健康障害発生の可能性（リスク）を低減するための包括的対策が必要となる。そのためには、個々の物質の有害性情報にもとづき科学的根拠に立脚したリスク評価を行い、ばく露限界値をはじめとする種々の管理基準をより適切に設定するとともに、ばく露状況や健康障害の発生を的確に監視することが必要である。従って、広範な物質のリスク評価作業を実施することに加えて、リスク評価手法の高度化や、ばく露状況や健康障害発生をより正確・高感度に監視するための新たな健康影響指標などの開発が求められる。また職場環境には健康障害を引き起こす可能性のある様々な因子（電磁場・放射線・光・温熱・騒音・振動等の物理因子や感染症などの原因となる微生物・ダニ等の生物因子）が存在し、化学物質と同様に対応が求められよう。これら種々の因子に起因するリスクの包括的な評価は労働衛生学の中核的課題であり、科学的・合理的な管理体制の確立を目指して組織的・継続的な研究の推進が望まれる。

【研究内容】

化学物質等の有害因子による健康障害の発生は、個々の因子に固有の有害性や当該因子へのばく露に依存する。また、適切なばく露限界値等の管理基準は、同定された有害性と許容できるリスクに基づき設定される。そのためには更なる健康影響指標等の開発も求められる。従って、以下のような課題の積極的遂行が重要である。

1）職場環境におけるばく露実態の把握、ばく露レベル（含体内動態・代謝）と生体影響の研究、及びそれらに基づく個々の有害因子のリスク評価と管理基準の提案
2）職場環境中の健康障害リスクの包括的評価
3）有害因子に特異的で、より高感度の健康影響指標の開発
4）低濃度長期ばく露に応用できる、ばく露レベルや健康障害のモニタリングのためのばく露指標・健康影響指標の開発
5）疫学調査や毒性試験結果等の有害性情報からばく露限界値等を設定するためのリスク評価手法や、動物実験からヒトにおける影響を外挿する手法の研究
6）既存情報が無い有害因子の系統的有害性試験・リスク評価法の研究
7）化学・物理・生物因子を含む複数の要因を総合して視野に入れた、作業と環境のリスク評価・リスク管理手法の研究

【期待される成果】

有害性情報が蓄積されてリスク評価が進み管理基準の設定やリスクコミュニケーションに活用されれば、職場有害因子の管理と健康障害予防に直接寄与することとなる。現在、化学物質の適正な管理を国際的に推進するため、既存化学物質の有害性点検、有害性の分類・表示の国際調和、試験法の標準化といった作業が各国の協力により進められているが、その過程で基盤技術開発が望まれる場合も多い。健康影響指標の開発やリスク評価の領域で国際的レベルの研究成果を創出し、有害因子の包括的管理体制確立に寄与することは、わが国労働者の健康確保のみならず世界規模での労働災害防止への大きな貢献となろう。

III-2　リスクコミュニケーションの効果的な進め方

【重要性と緊急性】

わが国の労働衛生水準を高めるためには、質の高いリスクコミュニケーション・情報提供・労働衛生教育が必須である。化学物質については現在日本で使われている5万種以上の物質のうち約700物質が労働安全衛生法関連で規制されていて、その他の物質については自主管理に任されている。そのため質の高いMSDS（化学物質等安全データシート）等の適切なリスクコミュニケーションで十分な情報が得られることにより、適切なリスクマネジメン

トが可能となるような体制が必要である。とくに激しい技術革新に伴い作業環境に導入される新材料については、その生体影響を迅速に評価し、正しい対策を周知するシステムが必要である。一方、物理因子や生物因子等、職場環境中に存在する化学物質以外の諸因子の有害性については、化学物質におけるMSDSのようなフォーマットはなく、いかにリスクコミュニケーションを行うかは更に大きな課題である。また、労働衛生管理の基本である作業環境管理・作業管理・健康管理が、それぞれの事業場の衛生管理方針に基づき円滑且つ効果的に進められるためには、経営トップはもちろん管理監督者あるいは作業者が衛生管理の重要性について認識し、積極的に労働衛生活動を行うことが大切であり、そのためには労働衛生教育・労働衛生情報提供の充実が不可欠となる。さらに、労働衛生の各種活動には、それらを合理的なものとする明確な根拠が求められ、これを整理し提示するための医学研究（Evidence Based Occupational Medicine）が必要となる。リスクコミュニケーションを含む労働衛生情報提供に関しては、現在急速に進んでいる『IT（情報技術）革命』は優れた追い風であり、この成果を如何に活用していくかは重要かつ緊急な課題である。

【研究内容】

1) 労働者および地域社会を対象とした予防情報を含めたリスクコミュニケーション手法の研究。
2) 有害物質情報、不休災害事例、作業環境・作業方法改善事例、産業保健担当者の活動事例、認定産業医情報などに関して、中小企業でも利用しやすくまた世界のデータベースにもリンクしたデータベースやネットワーク作りの研究。
3) 労働形態が多様化する中での効果的な労働衛生教育方法と効果的な教育用ツール教材の開発に関する研究。
4) MSDSの作成に必要な毒性情報についてのデータベースの開発。
5) 危険有害性の効果的な表示方式の開発、国際調和表示方式確立への協力とわが国への導入研究。
6) MSDS等の毒性情報と職場のばく露情報から、職場での健康障害リスクのアセスメントが容易に実施できるツールの開発の研究。
7) Evidence Based Occupational Medicineの基礎となる労働衛生関連統計作成方法の研究。

【期待される成果】

(1)自主的管理による適切なリスクマネジメントが可能となる。(2)新材料を含めた化学物質のリスクに関する正しい認識が普及する。(3)労働災害、職業病の一次予防において大きな効果が得られる。(4)『IT革命』の成果の活用により質の高い情報を中小企業を含めた全ての事業所に到達させるシステムが提供される。(5)労働衛生活動を合理的に進められるようになり施策の効率化が計られる。

III-3 職場環境の計測システムと管理技術の開発

【重要性と緊急性】

わが国では、労働衛生管理の中で、労働環境中の有害因子ばく露による健康影響の出現を極力押えるために、有害因子の濃度や強さを直接監視して管理するという方法を過去20年以上にわたり進めてきた。その結果、職場環境は著しく改善し職業性疾病の発生が低減した。これは世界に誇れる成果であり、労働衛生管理は、作業環境計測と評価、および評価に基づいた環境改善と工学対策が極めて重要であることを如実に示している。管理すべき有害因子は、化学物質、粉じん、騒音・振動、電磁場、電離放射線、微生物など多種多様である。特に化学物質は、わが国の産業界で使用されている化学物質が約5万種類以上、毎年500-700物質が新規化学物質として導入されている。未管理・未規制の物質は管理・規制されている物質に比べ膨大な数にのぼり、そうした物質の多くは環境測定法の開発を必要としている。さらに粉じん、騒音・振動や温熱環境などの物理因子、細菌やカビなどの生物因子についての測定・評価方法も重要である。また、労働環境では、労働者が種々の有害因子に複合ばく露する機会も多くなっている。こうした問題に的確に対応した測定・評価方法も要求されている。一方、環境管理の対象範囲もますます拡大しており、溶接作業・建設業に代表されるように、現行の環境管理から外れた環境に対する計測・管理技術の開発も急がれる。

【研究内容】

環境有害因子の計測の研究は、最新の先端技術を導入し、それが公定法として普及しうるか否かを実証する必要がある。管理技術の開発研究においては、有害因子を作業場から除去するだけでなく、地域・地球環境、省エネルギーなどにも配慮し、かつ企業の生産性・イメージ向上に有効なものが望ましい。研究課題としては以下のものが挙げられる。

1) 新規化学物質の計測法の開発
2) 屋外、臨時・非定常作業等の作業環境測定法が適用外の作業環境測定と評価法の開発
3) 最新計測技術の気中有害物計測への導入と微量分析法の確立
4) 小型軽量でリアルタイム計測可能な測定器及びセンサーの開発
5) リアルタイム連続測定法を用いた個人ばく露濃度などの有害因子測定法の研究

6) 数値流体解析方法や可視化技術の導入による局所排気、全体換気、空調などの設計手法の開発及びそれらの性能と効率の改善手法の開発
7) 防振構造の機器、除じん排ガス処理装置など開発
8) 職場のリスク軽減・快適化のための騒音・振動の計測・評価システムの開発
9) 人に装着負担の少ない保護具の開発

【期待される成果】

新しい測定方法の開発により計測可能な化学物質が拡大する。複合ばく露に対する的確な対策もできるようになる。また、現在、測定対象外の職場においても適切な計測手法が導入されるようになる。こうした成果を基にそれらの環境の的確なリスクアセスメントが可能となる。そして、企業の事業者と労働者がともに作業環境のリスクを正確に認識できるようになる。その結果、環境改善がより確実に促進され労働者の有害因子へのばく露を低減することができる。さらに、有害因子取扱い作業者の健康保持に寄与でき、労働損失の減少と生産性向上が期待できる。

III-4 企業経営と労働安全衛生マネジメントシステム

【重要性と緊急性】

企業の労働衛生対策は、これまで各国とも主に法規制によって管理監督されてきた。しかし、急激な働き方の変化や生産技術の進歩に対応して、多種多様なリスクを的確に把握して規則等を修正・追加して行く行政手法には限界がある。そのため、産業現場に応じた自主的な労働安全衛生管理システムを、企業経営者と作業者双方の責任で推進していくという企業の自主管理を骨子とした労働安全衛生マネジメントシステムが英国から始まり世界に広まっている。わが国でも労働省が1999年4月に労働安全衛生マネジメントシステムの指針を公表した。こうした世界の潮流の下に労働安全衛生マネジメントシステムを推進していくためには、それが企業活動の発展と労働者の健康確保のために極めて重要であるという企業経営上の認識と、更にこうした理解を企業経営者と労働者が持てるような社会背景を形成する必要がある。

そのためには、①労働衛生対策の費用効果などを明確にした企業経営上のインセンティブ、②自主管理を行うために必要な、産業医、衛生管理者、看護職等の人材確保、③企業経営における労働衛生活動の位置づけ、④労働衛生活動の評価法、⑤ 多様な働き方に対応した労働衛生対策のあり方、などの課題の解決が必要である。また、⑥わが国に適した労働安全衛生マネジメントシステム自体の開発と運用がはかられなければならない。

【研究内容】

具体的な研究課題としては、
1) 多様な衛生管理に対応できる自主管理システムと職場診断評価システムの開発
2) 労働衛生活動の評価およびその費用効果に関する研究
3) 中小企業で実施可能な労働安全衛生マネジメントシステムの研究
4) 自主的管理に必要な知識・技術の体系化及び教育プログラムの開発
5) わが国に適した労働安全衛生マネジメントシステムの開発

などが挙げられる。

【期待される成果】

こうした研究の推進により、労働安全衛生マネジメントシステムが企業経営にプラスになることが明確となり、企業発展に不可欠な労働衛生活動という位置づけが定着する。そして、企業が労働衛生活動に必要な費用を積極的に投じるようになり、労働衛生担当者の意欲が増すなど、自主的な労働衛生対策が推進される。こうした総合的な結果として、より安全で快適な就業環境が創造され労働者の健康が保持されることになる。一方で、このような図式を実現するための社会的課題が明確になることも成果の一つであろう。

III-5 中小企業自営業における労働衛生の推進策

【重要性と緊急性】

我が国では、従業者数でみると、二次・三次産業では、全体の80%(4608万人)が中小規模事業所で働いている。また我が国には765万人の自営業主がいるが、その多くは小規模である。出荷額でみると、製造業では中小規模事業所分は、全体の52%を占める。こうした中小企業を、平成11年、36年ぶりに改正された中小企業基本法では、「我が国経済の活力の源泉」と位置づけ、政策理念も「大企業との格差の是正」から転換して「中小企業の多様で活力ある成長発展」とされた。

しかし、労働安全衛生面では、中小企業・自営業と大企業との格差は、なお大きく、小規模になるほど立ち後れが目立つ。例えば、安全衛生教育実施率は、大企業ではほぼ100%に対し、10～29人では39%、健康診断実施率は、大企業100%に対し、1～4人では20%に低下する。労働災害千人率は、大企業3に対し、10～29人では18と増加する。

労働力の面では、55歳以上が占める比率は、大企業の9%に対し、5～29人では19%、女性の比率は、大企業の32%に対し、1～4人では45%、パート・アルバイト等

の非正規従業者の比率は、大企業の18%に対し、1～9人では51%と、小規模ほど高まる。

今後、日本経済の急速な構造変化に伴い、中小企業・自営業にも大きな変化が生ずると見込まれる。それらの中には、例えば、企業再編・縮小等による規模の大きな企業からの高齢労働者の移動、正社員の減少といった変化から、情報技術革新によるスモールオフィスホームオフィス（SOHO）事業者の増加、少子高齢化による育児・介護等の家事支援サービスの増加等まで多様な変化が含まれる。これらの変化は、同時に新たな労働衛生上の課題を随伴する可能性が高く、本課題の重要性と緊急性を一層高めている。

【研究内容】

中小企業・自営業の労働衛生に関しては古くから多くの研究がなされてきたが、問題提起型の研究が多く、解決のための実践に関する研究は少ない。今後は実態把握が未だに不十分な小規模事業所・自営業に関する研究とともに問題解決型の研究の活発化が特に重要である。具体的には以下のような課題が挙げられる。

1) マネジメントの視点からの新しい中小企業・自営業労働衛生活動の構築
2) 中小企業・自営業の組織化ならびに安全衛生管理の共同化の試みとインセンティブを伴う各種支援システムの有効性を実践的に検証するモデル研究
3) 業種別（特に第三次産業）の安全衛生リスク評価と安全衛生活動評価方法の開発
4) 中小企業・自営業に適した安価で有効な安全衛生管理技術の開発
5) 自営業者を対象とした産業保健と地域保健との連携システムの開発と実践モデル研究
6) 農林水産業における労働衛生水準の向上に関する研究

【期待される成果】

中小企業・自営業における(1)労働衛生支援体制が整備されること、(2)安価で効果的な労働衛生管理技術の普及・活用が進むこと、(3)労働災害や職業性健康障害の発生率が低下し健康水準が向上すること、(4)企業経営にも好影響がもたらされることが期待される。

III-6　労働生活の質の向上とヘルスプロモーション

【重要性と緊急性】

近年、労働生活の内容を質的に高めることと健康増進に対する勤労者の関心は非常に高くなっている。しかし、その一方で、平成11年度の定期健康診断実施結果によれば、86,541事業場（内20%の事業場では複数回実施）で1,143万人が受診し、有所見者は490万人（43%）である。項目別の有所見者率を高い順にみると、血中脂質25%、肝機能14%、血圧10%、聴力（4000Hz）9%、心電図9%、血糖8%等である。全労働者を対象とした健康保持・増進対策と健康障害を抱える人々が働けるようにするための対策の重要性は、この結果からも明らかであろう。

健康保持・増進対策としては、各種の健康診断、保健指導、トータルヘルスプロモーションプラン活動、職場環境の快適化、職域と地域を包括した生涯保健の推進等がある。これらはいずれも重要だが、近年、健康診断に関しては、その位置づけや有効性を見直すべきこと、また健康診断と保健指導を一体化した活動として評価し、有効性を高めることの必要性が指摘されており、こうした観点からの健康診断、保健指導に関する研究は特に重要と思われる。

健康障害を抱える人々（有病者・障害者）の就労に関しては、適正配置、労働負荷の軽減等の措置が必要であり、休業者に関しては職場復帰のためのリハビリテーションも重要である。平成8年に労働省は「健康診断結果に基づき事業者が講ずべき措置に関する指針」を公表しており、この指針では、労働者のプライバシーを守りつつ労働時間短縮、労働負荷制限、作業転換、施設・設備の整備、作業方法の改善等の措置を講ずるとしている。しかし、こうした措置の決定に必要な、作業負荷・負担評価、労働能力評価等の方法や配置を適正と判断する基準には、未確立な部分が多く、重要な研究課題となっている。

人々が健康を享受し、働くことに喜びを見い出すことができる職場を実現するための包括的健康管理の確立が求められているといえよう。

【研究内容】

健康保持・増進対策の効果を評価し、より効果的な対策を講じられるようにすること、ならびに健康障害の有無に拘らず全ての労働者が、その能力を発揮して働ける職場作りが必要である。具体的には、下記のような研究課題がある。

1) 健康水準と生産性とを総合的に評価できる職域健康指標
2) 労働・環境・生活習慣等を含む総合的ヘルスリスク評価に基づく健康管理システム
3) 健康増進効果の高い健康診断・保健指導の方法
4) 労働者の生涯をカバーする一貫した保健システムの開発
5) 有病者障害者を就業促進のための作業負荷・負担評価、労働能力評価の方法と職場改善方法
6) 健康増進とプライバシー保護とを両立させた包括的健康管理手法の開発

【期待される成果】

(1)健康保持・増進対策の評価指標を明確にし、より有効な対策を講じられるようになること、(2)労働生活の質的向上を実現できること、(3)健康障害を持つ人々が働き続けられる職場、バリアフリー社会の形成を促進できること、(4)企業の活性化に貢献できることが期待される。

III-7 労働衛生国際基準・調和と国際協力

【重要性と緊急性】

産業活動の国際化に伴い、(1)労働衛生に係わる国際基準の設定と各国の基準間の調和、(2)開発途上国の労働衛生水準向上を図る国際協力に関する研究の重要性が増している。

はじめに、労働衛生関係の国際的な基準等に関連しては、ILO条約・勧告、ISO規格等があり、行動計画としては、アジェンダ21を受けて設置された国際化学物質安全性政府間フォーラム(IFCS)で検討されている化学物質の排出と移動の登録、化学物質の分類と表示の統一等がある。しかし、それらの設定に際しては、国による制度の相違が支障となること、各国、政・労・使、産業間等で利害が衝突することも多く、国際的な調和が求められる。わが国が、国の政策から企業内での活動までの様々なレベルで蓄積してきた経験や情報を活かして、こうした国際的な労働衛生の枠組み作りに寄与することは極めて重要であり、それを可能にするための研究が必要である。

次に、開発途上国への協力の問題であるが、現在、アジア、南米等の国々では、急速な産業開発と労働衛生対策との不均衡の結果として、(1)労働災害・職業病の多発、(2)古典的な職業病から最新の職業病・作業関連疾患までの同時期発生、(3)先進工業国でかつて経験した職業病の発生が国を変えて繰り返される、(4)既存の情報が乏しく国際協力が必要な職業性健康障害の発生等の問題が生じている。これらの問題の解決は緊急の課題であり、先進工業国に蓄積された経験、技術、情報を活用する国際協力のニーズは大きい。

現在、わが国では、上述のニーズへの研究面からの貢献の必要性は広く認識されているが、なお研究活動は十分とはいえず、人材は不足している。

【研究内容】

研究の実施には、労働衛生だけでなく人文・社会科学等も含めた学際的・国際的な研究グループ作り、行政・労使も含めた幅広い連携が必要である。

1) 国際基準・調和に関連する研究
   ① 基準設定に必要なデータ収集や科学的・技術的問題を解決するための研究
   ② 法制度、労働衛生活動等の国際比較ならびに国際協調からみた労働衛生の新しい枠組み作り
   ③ 国際動向に対応できる知識・技能を持つ労働衛生専門職と労使当事者の教育に関する研究
2) 開発途上国との協力に関連する研究
   ① 各国の労働衛生の現状把握、ならびに協力のニーズに関する研究
   ② 職業病の反復発生を防ぐ方策(法制度、リスクマネジメント、中小企業対策等、各種問題に共通する要因への対策)に関する経験、技術、情報の伝え方
   ③ 職業性の疑いのある疾病等、個別問題について、その早期解決を図る国際協力研究
   ④ 労使参加で低コスト改善を行う中小企業労働衛生改善活動の普及に関する研究
   ⑤ 国際協力の経験・ノウハウの体系化・共有・活用に係る研究

【期待される成果】

(1)国際基準の設定による世界的な労働と健康の両立への貢献、(2)新しい職業性健康障害の早期発見と予防対策の確立、(3)日本の労働衛生施策の見直しと効果的な推進、(4)国際的・学際的な研究協力の発展による日本の労働衛生研究基盤の強化等が期待される。

賛助会員・定期購読のお願い

全国安全センターの活動に御賛同いただき、ぜひ賛助会員として入会して下さい。
賛助会費は、個人・団体を問わず、年度会費で、1口1万円で1口以上です。「安全センター情報」の購読のみしたいという方には購読会員制度を用意しました。こちらも年度会費で、1部の場合は賛助会費と同じ年1口1万円です(総会での決議権はありません)。賛助会員には、毎月「安全センター情報」をお届けするほか(購読料は賛助会費に含まれます)、各種出版物・資料等の無料または割引提供や労働安全衛生学校などの諸活動にも参加できます。

全国労働安全衛生センター連絡会議
〒136-0071 東京都江東区亀戸7-10-1 Zビル5階
TEL(03)3636-3882 FAX(03)3636-3881

米上下両院が人間工学規則に有罪判決 ブッシュは死刑執行令状に署名へ

本誌3月号49頁でお伝えした後のアメリカの状況をNYCOSH（ニューヨーク労働安全衛生センター）の情報とAPの報道から紹介する。

● 2001.3.7

昨年の大企業の数百万ドルをかけた連邦議会に対するキャンペーンへの投資は、3月6、7日の両日に配当がついた。アメリカ合衆国の上下院が、全国製造業協会、全米商工会議所その他の経営者グループが最優先課題と呼んだ、労働者の人間工学的防護を抹殺する法案を通過させたのである。

3月6日の上院における56対44の評決には、企業、ブッシュ政権、50名の全共和党員の側に立った6名の民主党員も含まれている。その翌日、（下院における）223対206の評決では、16名の民主党員が、13名を除く全共和党員と同じ側に立って、年間160万の反復ストレス傷害を予防できたはずの労働安全衛生庁の職場安全規則を葬った。ブッシュ大統領は、すでに人間工学規則の死刑執行令状に署名することを公約している。

「働く国民の利益に敵対する上下両院議員たちは先を競って、労働者保護基準を制定させるいかなる努力にも反対している、貢献者である大企業への政治的な借りを返そうとした」と、AFL-CIO会長ジョン・スウィーニーは語った。

エドワード・M・ケネディ（D-Mass）議員は、投票後、「これは特別な利害関係をもった立法だ。政治的な結果であり、その点を間違ってはいけない」と話した。

人間工学基準は、使用者に、人間工学傷害の原因となる職場の危険有害要因に対処することを求めているが、それは（現実に）1件の傷害が発生してからに限っている。毎年160万件の反復ストレス傷害が報告されており、労働安全の専門家たちは、労働者が報復を恐れて報告していない傷害がさらに数十万あると信じている。報告された傷害のうち60万件は、労働者に休業を強いるほど深刻なものである。

上下両院は、かつて一度も用いられたことのない連邦再審議法に基づいて、労働者の安全に対する攻撃を開始した。連邦再審議法は、立法に関する「原子爆弾」として知られている。なぜなら、単純過半数しか必要とせず、上院における議事妨害を禁止している迅速に手続を進められる手段であり、また、上下院の承認と大統領の署名を得れば、連邦議会がOSHAに類似規則を発行することを許可する新たな法律を通過させない限り、OSHAが同様のいかなる職場人間工学規則をも発行することを禁止することになるからである。

人間工学基準を抹殺しようという動きは、全国製造業協会（NAM）、全米商工会議所その他の大企業団体からの支援を受けている。先週ワシントンで開かれた1,700名のNAMのメンバーが集まった集会に出席したとき、NAM副議長ディック・チェイニーは、200名の労働組合員、被災者、安全活動家たちの出迎えを受けた。会場の外の歩道では、抗議の行進と「人間工学基準に手を出すな、労働者に対する奇襲［Bushwhack＝ブッシュにかけている］をやめろ」のスローガンが繰り返された。

● 2001.3.15

労働安全衛生庁（OSHA）が10年以上の時間

をかけて策定した職場安全規則を無効にするのに、連邦議会の議員たちがかけた時間は6日間(これには12時間足らずの投票の時間を含んでいる)だった。

OSHAの人間工学基準は、連邦議会の議決によって無効とされた。これは、迅速手続、修正なし、議事妨害禁止という規則のもとで、3月1日に連邦議会に提出され、上院では3月6日、下院ではその翌日に通過した。無効化は、連邦議会に行政執行機関の新たな規則を取り消す権限を与えた、5年前に制定された連邦再審議法を初めて用いることによって行われた。OSHAの30年の歴史の中で、規則が無効にされたのは初めてのことである。公衆や労働衛生保護のための他の最近の規則も、連邦再審議法その他の手段によって無効化されるリスクに直面していると考えられている。共和党の言っていることとは裏腹に、連邦再審議法は2001年7月まであるいはもっと遅くまで、クリントン時代の諸規則に対する潜在的武器になるだろう。

下院における共和党指導者の絶対的な力は、人間工学基準をつぶすための過半数を確保し、大企業の後援者たちに報いるために、無理強いや強引な手段に頼ったものだった。

解決のための徹底的な討論の要求を共和党が拒否したことに対して、人間工学基準の擁護者たちは、議会指導者たちを第2次世界大戦中のドイツになぞらえながら、卑怯な戦術を使った下院多数派への非難を繰り返して抗議しながらも、挫折感を禁じ得なかった。

「共和党の戦闘司令部の戦略は、迅速さと貢献者たちからの圧倒的な支援によって、反対の意思を押しつぶしてしまおうとすることだった」、とメイジャー・オーエンズ議員(D-NY)は語る。「人間工学を挫折させた次の攻撃目標は、公正労働基準法における時間外労働とデヴィス・ベーコン優勢賃金法であり、『賃金の保護』という最終目標に向けて征服の行進を続けることである。最低賃金や時間外労働に対する現金払いという概念は永遠に排除されるかもしれないし、少なくとも現在の政権が続く間は、これらの共和党の積年の目標に対する解決が与えられるだろう。」

下院における評決の後、キャピトルヒルの観察者たちは、人間工学規則の無効化は新たな時代の始まりを示すことになりそうだと、オーエンズの警告と同じことを言っている。

3月11日付けのワシントン・ポスト紙は、「最近記憶にあるうちではもっとも沸き立つ週となったことに励まされ、経営側のロビイストたちは、共和党がホワイトハウスを支配していることによって助長される企業寄りの新たな風潮を現金化する希望を抱いて、何ダースもの積年の立法要求を再び持ち出す準備を始めている」と報じている。

「連邦議会は先週、策定に10年かかった職場安全規則をあっと言う間に廃止し、続いて破産法改正に向けて動き出している」と、ポストの記事は続ける。「しかし、この勝利を味わいつつも、経営側の代表たちは、環境や国土利用に関する諸規則を逆戻りさせ、欠陥製品の企業責任を限定し、患者の医療記録のプライバシー保護規則を書き換え、石油精製所やパイプラインの新設を妨げる煩雑な手続を削減し、アラスカにおける北極野生動物保護を石油掘削のために緩和させるなどの広範囲にわたる議題を通過させることを考えているのである」。

人間工学規則に関する投票の1週間後、ある下院の上級スタッフは匿名でNYCOSHに対して、破産法案の次の共和党のターゲットが何であるのかをわれわれが知らされていないことは不安だと話した。この静けさは、何にねらいを付け、どのような攻撃手段を用いるかということについて、いくつかの作戦計画が進行中であることを示している。彼らが再び襲いかかろうとしていることはわかっているが、どこを守ったらよいかわからないために、うまく準備ができないでいる」。

AFL-CIO、2ダース以上の主要労働組合、COSHグループ(NYCOSHを含む)等でつくるセンシブル・セーフガードのための市民連合の運営委員会は、3月14日の会議で、ブッシュによる行政管理予算局、情報・規制問題局(OIRA)局長へのジョン・グレアムの指名に注意を集中していくことを決定した。上院によってOIRA局長として承認されれば、大企業のための規制に反対する調査研

究サービスによってキャリアを固めてきたグレアムが、新しい規則が発効する前にそれを拒否する権限をもつことになる。市民連合のメンバーでもあるパブリック・シチズンは、ちょうどグレアムの経歴に関する長文の批評『リスクにさらされるセーフガード: ジョン・グレアムと企業国家アメリカのブッシュ・ホワイトハウスへの裏口入学』を発行したところである。

センシブル・セーフガードのための市民連合運営委員会議長のゲーリー・バスはNYCOSHに対して、共和党が別の件で連邦再審議法を使うとは考えていないと語った。「規則を変更させるためには多くの別のやり方があるし、先週連邦再審議法を用いたことに対する怒りの声が大きいから、共和党はおそらく別の手段を用いるだろう」。バスは、別の件での連邦再審議法による解決を無視するわけではないと付け加えた。「それは鈍い武器ではあるが、非常に効果的になり得ることが示された」。

これまで見過ごされてきた連邦再審議法の潜在的に危険な側面のひとつは、その対象範囲の広さである。「連邦再審議法は連邦議会に、新たな規則を見直すのに『60日間』を与えているが、下院規則・管理委員会の説明書きの小さな文字をみると、『60日間』はほとんど6か月近いことがわかる。なぜなら、『会議日』によって時間を計るからで、暦日よりもだいぶ長くなる可能性があり、上院が夜間の会議をよすかどうかで左右される。例えば、昨年は7月12日から12月31日までの間に『60会議日』あったが、これは暦の上では6か月近いのである。」彼女はさらに続ける。『連邦再審議法は、前期議会から60『日』が経過するまでの間、新しい議会にすべての規則を見直す権限を与えている。その結果、2001年7月になっても、議会は、2000年7月に仕上げられた規則を無効化する権限をもっていることになるだろう。」

人間工学基準を失ったことは莫大な逆行ではあるが、ニューヨークの労働組合と労働者は、基準を守るための取り組みでわれわれが行ってきたことに誇りをもってよい」、とNYCOSH理事長ジョエル・シャフロは言う。「われわれの努力の結果、議会におけるニューヨークの代表の85%が基準の無効化に関して『NO!』と投票した。基準への支持率の高さでこれを上回るのはわずか3州である。これはだいたい政党割の投票結果と同じだった」。シャフロは付け加える。「しかし、ニューヨーク州の代表は、同州の11名の共和党議員のうちの6名が基準の無効化に反対する投票をするという形勢にうかれてしまった。基準を葬り去る投票をした5名の民主党議員は自らのことを恥じるべきである」。

「OSHAの基準がなくても、われわれは、人間工学的危険有害要因から自らを守る必要がある」とシャフロは続ける。「いま安全と健康の防護にとって鍵となることは、これまでも常にそうであったように、組織である。多くの労働組合が、労働協約の中に人間工学的セーフガードを協定化してきた。組織化された労働者はさらにそのような協約を獲得する必要がある。労働組合に加入していない労働者にとっては、安全と健康の問題は、組織化への力強いインセンティブである。

ほかにもなすべきことがある。UNITE!の業務用クリーニング労働者たちの事例[1・2月号25頁囲み記事参照]に続いて、人間工学基準の中の言葉を自らの労働協約の中に書き入れよう。人間工学問題を労使安全委員会の最優先事項として維持する、人間工学ハザーズを認識し除去することや、人間工学的傷害の初期の段階における徴候および症状について自らを教育訓練する、労働関連性人間工学傷害による治療および賃金補償に関する労災補償制度のもとでの権利について自らを教育する、使用者にすべての労働関連筋骨格系傷害をのOSHA様式または他の労働関連傷病記録に記録させるようにする、危険有害な人間工学的条件について苦情処理手続を活用する、反復過労傷害によって障害を負った労働者に障害者法のもとにおける合理的な便宜を要求する。

● AP, 2001.3.8

ワシントン(AP)—議会は水曜日(3月7日)に、反復動作による傷害を抑制することを目的とした新たな職場規則を無効化する評決を行った。これは、昨年ホワイトハウスと議会の支配 [→27頁に続く]

有機溶剤による中毒性調節障害

神奈川●同僚の聞き取り調査が決め手

1998年10月、関東航空計器(株)で働いていた鈴木健也さん(26歳)が、有機溶剤中毒で藤沢労働基準監督署に労災申請を行った。

関東航空計器(株)は、防衛庁を主な取引先とする航空計器専門の整備会社。神奈川県藤沢市の引地川の下流域の稲城地区にあり、ダイオキシン流出事故で問題になった荏原製作所藤沢工場はすぐ近くだ。

鈴木さんは、1996年4月1日に同社の生産1課1係に入社。航空計器の塗料の剥離(シンナー及び剥離剤使用)、はんだ溶接、計器の分解、洗浄(ベンジン、シンナー、ケトン、ブタノン、アルコール等)の整備作業に従事していた。

1997年8月頃から貧血と手足のしびれが発生し、北里大学病院神経科に入院。検査の結果、手足のしびれについては有機溶剤中毒が疑われた。翌年の1998年5月には、眼痛、頭痛、耳鳴りが発生し、とくに眼は視力の低下がはっきりと自覚できる状態だった。

同年6月には眼痛が著しく、白い膜がかかり、さらに視力が低下したので、北里大学病院眼科に入院。原因については、「有機溶剤による中毒性調節障害の疑い」と診断された。

有機溶剤を使用する際、ゴーグル、手袋、マスクを使用していなかった。これらの使用を要求したが、会社側に要らないと言われた。換気扇の整備も要求したが、無視された。このような会社のずさんな安全管理に原因があることは明らかだった。

鈴木さんは父親を伴って会社に赴き、責任を追及した。会社側は、「環境整備は万全であり、責任はありません」の一点張り。また、診断書を提出しているにもかかわらず、産業医による尿検査を強要する対応を続けるばかりだった。そこで、鈴木さんは休業して療養に専念したが、就業規則の休職期間切れも迫ってきた頃、ついに労災申請することを決断した。

労災申請と同時に、鈴木さんは、防塵マスクの不使用など、安全衛生規則違反や有機溶剤中毒予防規則違反で藤沢労基署に申告。父親が会社に赴いて工場見学をした際、鼻をつく刺激臭がしていたことから、トルエンなどの有機溶剤が許容濃度を超えていることが疑われた。

藤沢労基署の監督官が立ち入り調査した結果は、就業規則に一部違反らしきものがあった以外は、法違反を現認できないというものであった。また、鈴木さんは、会社が定期的に実施している有機溶剤の特殊健診を受診しておらず、手のしびれや眼痛、頭痛、耳鳴り、視力の低下などがどの有機溶剤の中毒症状なのか特定できなかった。

しかも、「中毒調節障害の疑い」と診断した北里大学病院でも尿検査はされておらず、診断はあくまでも「疑い」の域を出なかった。悔しいことに、鈴木さんの労災が有機溶剤中毒であることの因果関係を立証する決め手を欠いていたのである。監督署の説明不足のために、立証責任が請求者側にあることなどをセンターが代行して彼に説明しなければならず、少々辛いものがあった。

しかし、これを打開する突破口となったのが、同僚の聞き取り調書にある健診結果だった。鈴木さんは、労災申請するときに自己意見書を提出していたが、そこでは有機溶剤によるアレルギーで会社を辞めた同僚のことや仕事中に気分が悪くなり、工場内で倒れてしまった同僚がいることにも触れていた。そのこともあって、監督署は何人かの同僚の聞き取り調査を進めていた。

2000年2月24日の藤沢労基署との交渉で幸運とも言うべきか、ある同僚の聞き取り調書の中に、会社の特殊健診の尿検査の結果が悪く、再検査にひっかかっていたことが聴取してあることがわかったのである。しかも、その同僚が健診で再検査を指示された

1997年4月は、鈴木さんが有機溶剤中毒によると思われる症状が出はじめた時期と重なっている。

そこで、センターでは、この件について同僚全員の聞き取り調査を行うこと。また、同じ職場の同僚が尿検査の結果、有機溶剤に曝露されていたことが証明された場合、尿検査を受けていない鈴木さんの中毒症状が有機溶剤によるものであるかどうかについて、化学物質過敏症で著名な石川哲三氏に意見書依頼をすること、などを監督署に要請した。

藤沢労基署が退職者した同僚も含めて12人の同僚に聞き取り調査し、会社にも健診結果の提出を求めたところ、1997年には1名、1998年には2、3名にトルエンが原因の馬尿酸値が基準値より高いことがわかったのである。

石川意見書でも確定診断はできないが、同僚の尿検査の異常値が出たことを前提にすれば、鈴木さんの視力障害と有機溶剤との関係は否定できないということだった。他の医師らの意見書がすべて因果関係については否定的であったため、この石川意見書は最後の頼みの綱とも言うべきものであった。

しかし、残念ながらこれですぐ業務上との結論が出たわけではない。藤沢労基署はこれだけの材料を揃えても自前で判断する自信がなく、2000年5月以降は神

私は1996年4月1日、関東航空計器(株)に入社しました。仕事の内容は航空機の計器の整備点検で、具体的作業は、部品の塗料の剥離と洗浄、半田溶接、部品の分解、部品の機能点検です。特に、塗料の剥離と洗浄では有機溶剤を使用して作業しました。

部品を溶剤へ「どぶずけ」する際、溶剤の揮発により眼がしみて、めまい、臭気がひどい状態でした。上司に作業の改善を求めましたが、ゴーグルや手袋は必要ないと言われ、新品の手袋があるのに課長は使わせてくれず、仕方なく素手で作業を行いました。

1か月程すると手が荒れはじめ、指の皮が剥けるようになりました。同僚も同じ状態でした。1997年8月頃からは、めまいと手足のしびれが発生し、北里大学病院で検査した結果、有機溶剤による中毒症状が疑われました。神経内科に約3週間入院しましたが、全治しませんでした。退院後も会社の仕事内容は前記と変わらず、体調が悪く早退したり、休むことが度々あり、上司から良く思われず大変辛い日々でした。

1998年5月下旬、朝起きると目が見えず、痛み、頭痛、耳なりがします。病院で、有機溶剤使用による「中毒性調節障害」と診断され、また、全盲になる可能性があると言われ、精神的に大きな打撃を受けました。約1か月入院治療し、体中の溶剤は解毒されましたが、障害を受けた視神経は元へは戻りませんでした。視野が狭くなり、視力は低下し(両眼で0.08)、眼痛のため鎮痛剤を服用する日々が続きました。

会社とは、病気について、医者の診断をもとに何度か話し合いましたが、会社は作業が原因ではないと言います。私は入社する前は海上自衛隊に入隊しており、運動神経の良さと体力と健康をかわれ、潜水艦の乗員に選ばれた程で、健康には自信がありました。

さらに、会社から解雇通知を受け、大変ショックを受けました。私の病気の原因は会社の職場環境にあるのに、一方的に首を切られるのはとても納得いきません。何回か会社と話合いましたが、らちがあきませんでした。その後、神奈川労災職業病センターやソーシャルワーカーの助言もあり、労基署に労災申請をし、今年1月に労災認定されました。時間もかかり、一時はほぼ無理だと内心思ってましたが、皆さんのおかげです。ありがとうございます。監督署の対応にはあまり納得はいきませんでしたが、結果は良かったと思います。

これで終わりではないので、これからも頑張っていきます。会社に対しては、謝罪と慰謝料を求めることも考えています。今後は、眼の治療をしながら、このような健康状態でも働ける職場を探して両親を安心させたいと思います。

2001年2月8日　鈴木健也

奈川労働局りん伺扱いに。専門医に意見を求めることがその理由だったが、それでも最終的判断ができないため、結局、最後は本省りん伺になった。

そして、半年後の年も押し詰まった2000年12月23日に業務上の認定が下りた。理由は、同僚に有機溶剤に曝露したものが何人かいることから、鈴木さんの中毒症状が有機溶剤によるものである蓋然性が認められる。また、石川意見書により鈴木さんの視神経症状が有機溶剤によるものであることが否定できないこと、等であった。石川意見書の詳しい内容はわからないが、鈴木さんの視神経症状が一般的な化学物質過敏症と鑑別されていたものと思われる。

急増する化学物質過敏症の中でも因果関係さえ証明されれば、そこに少なからずの有機溶剤中毒が含まれていることを考えると、今回の鈴木さんの有機溶剤中毒の労災認定の意義は大きいと思う。

（神奈川労災職業病センター）

ヴェトナム人医師の研修受入れ

東京●「メコンデルタ2000」きっかけに

（財）労働科学研究所では1996年から国際協力の一環としてヴェトナム人医療者の研修を行っている。2000年度も11月末から12月いっぱい、2名のヴェトナム人医師が研修に来日した。ひとりはチン（Phan Van Chin）さん、もうひとりはクァン（Tran Nhat Quang）さん。おふたりとも医師で、チンさんはメコンデルタにあるカント省労働衛生環境センター、クァンさんはやはりカント省の結核センターで仕事をしている。

東京安全センターが昨年企画した「メコンデルタ2000」［2000年11月号参照］でカント省労働衛生環境センターにお世話になった際に、同センター所長からぜひ東京労働安全衛生センターとひまわり診療所でじん肺の研修をやらせてほしい旨の申し出があり、実現したのである。じん肺の研修内容としては、メコンデルタには炭鉱や鉱山はないので、工場（製造業）の粉じんによるじん肺に重点を置いて行った。

12月11日から研修は始まった。ILOのじん肺標準フィルムによるじん肺X線フィルムの読影の基礎から、症例を中心とした製造業の粉じんによるじん肺、石綿肺について講義に続いて、50枚のX線フィルムの読影トレーニングも行われた。また、じん肺患者同盟の患者さんとの交流もあり、患者さんからもヴェトナムのじん肺について活発に質問が出された。

江戸川区平井にある製缶工場とバネ工製造工場を訪問し、そこでの改善事例と改善すべき点を各々3つずつ挙げてもらいながら経営者とも意見交換を行った。おふたりともカント省労働衛生環境センターでの経験があり、さすがに鋭い指摘をされていた。

このような研修は私たちは初めての経験であったが、研修する私たちも非常に勉強になった。しかし、何と言ってもお互いに英語がなかなか上手く通じないのが大変だった。今後の課題である。

ヴェトナム・カント省のじん肺の取り組みはこれからとのことで、今回の研修がとの取り組みに少しでも役立てば幸いである。

（東京労働安全衛生センター
代表・平野敏夫）

ヴェトナムのお医者さんが我が家に来た!!

東京労働安全衛生センター事務局　仲尾豊樹

昨年の夏、ヴェトナムで歓待を受けたのだから、ひまわり診療所での研修の時は我が家に泊めてあげよう、と気安く引き受けたのが10月半ばだった。チンさん、クァンさんとは夏の研修ですでに顔見知り。フリーに泊まれる部屋を作ろうと、少し無理をして家を拡張してから初めての本格的なお客様であった。

いろいろな問題が発生した。まず言葉である。チンさんの英語はヴェトナム南部なまり丸出しである。一方のクァンさんは英語になれていない。

一昨年ヴェトナム訪問をしたときの私よりも少しよいかな、という程度。この訪問者に対して、間違いだらけのべらんめえ英語を話す私と、英会話初歩の妻と高校生であるふたりの子供たちが対応した。問題はご飯時。会話を事欠いては国際親善にならない。飯を食べ、時には少しビールを飲みながら、酔いにまかせて場を持たせた。

次に料理。せっかく日本に来たのだから手作り日本料理を(ここでいう手作りとは一緒に作り片づけるということも含んでいる)ということで、私は10日間ほとんどの夕食を家で作ることにした。振り返ってみれば、子供たちが保育園を卒業して以来、こんなにまじめに飯を作ったことはなかった。ちなみに私(たち)が作った夕飯をあげてみると、すき焼き、てんぷら、ハンバーグ、カレーライス、トンカツ、手巻きすし、お好み焼き、おでん、など。どうです、ちょっとしたフル日本庶民料理でしょ!?

また、お昼に持たせたランチボックスは、ホットドッグ、サンドイッチ、おにぎり、お弁当など、これも子供たちが試験休みということで、私がせっせと仕込んだのだった。

そして、週末の観光。職業病の勉強にきたのだからということで、日光・足尾の日帰り旅行に行くことにした。東北道を利用して、まずは日光東照宮へ。チンさんは、仏像の前に行くとヴェトナム式の慇懃なポーズで三拝する。陽明門の絢爛豪華さにもびっくりしていたが、その下の大きなかめにはった分厚い氷にさらに感激。お賽銭が凍りついているのをみて大喜びでした。何せ今の季節ヴェトナムは25度なのです。

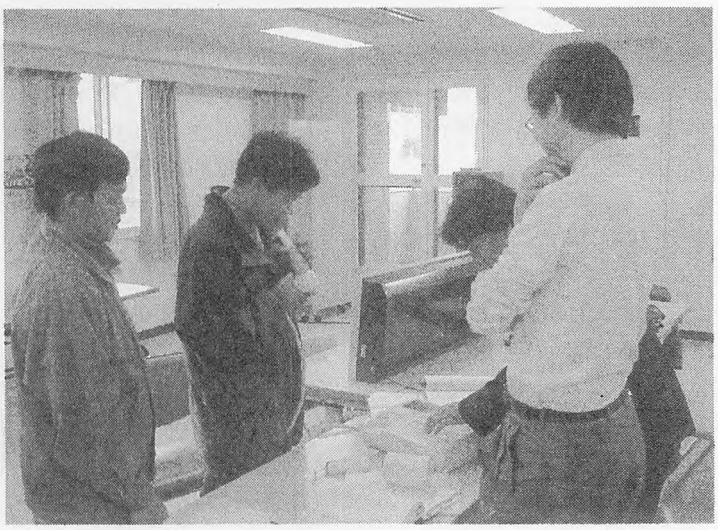

日光から峠を越せば足尾に行けるということを知っている人はそう多くはない。ましてや、鉱毒で百年経った今も木一本生えない荒涼とした山々と廃墟と化した松木村のたたずまいを知る人はもっと少ないのではないか。松木村の旧村道の真ん中に立って、岩肌をさらけ出した山々を見上げるふたりの胸の内にはいたくこたえるものがあった様子であった。「このようなことをしてはならないです」と感想を述べたチンさんでした。

何とかしてノート型パソコンを買いたいというふたり。ただし予算は各々3万円まで。いったいこんなことが可能なのかといろいろ調査した結果、土日に限って出没する秋葉原フリーマーケットがもっとも手頃という結論になった。師走の最後の土曜日、私たちは秋葉原へと出陣、道ばたを覗いては手頃なものを選んで回った。チンさんは予算をオーバーしたが4GBのIBMをゲット。後はクワンさんのを探して回る。新婚ほやほやのクァンさん、英語学習用に安いのでいいからと必死。ついに、とあるフリーマーケットでIBMノートパソコン約1GMが1万円で売っているのを発見した。迷わずゲット。おふたりとも「とっても幸せ」と、笑顔を絶やさなかった最後の休日でした。

12月31日離日前のふたりからメールが届く。「あなたの家族は親密で、暖かくて、オープンで、熱意があって、とても素敵に過ごすことができました…」。ちょっとほめすぎかな、と思ったがわが家にとってもとても楽しい2週間でした。

ヴェトナムの皆さん、またのお越しをお待ちしています。

針刺し事故から1年後に発症

東京●看護婦のC型慢性肝炎認定

21歳で資格習得以来、看護婦として働いてきたKさん(62才・女性)は、20年勤めた病院を一昨年3月、定年退職した。その後、約1年、主婦生活をしていたが、2000年早春、新たな病院に再就職を決めた。

ところが、新しい就職先の病院での健康診断で、Kさんが告げられたのは、まさかのC型慢性肝炎という診断結果だった。あまりに突然だったため、にわかには信じられなかったKさんだったが、記憶をたどっていくと、唯一思い当たる感染源があった。

それは、退職も間近に迫った1999年3月8日、Kさんが当時の就労先M病院(東京都八王子市所在)の透析室で婦長として勤務していた時に起きた針刺し事故である。

その日、Kさんは、C型肝炎の患者さんへの透析終了間際、主治医の指示にしたがって、患者のダイアライザーに接続しているVチャンバーに注射器を差し込み、液薬を投与した。投薬後に、差し込んだ注射針を抜き取る際、太めの針だったため、力を入れて上方向に引き抜いた。このとき、Kさんは、引き抜いた反動で針刺し穴脇に添えた左手人差し指を針で刺してしまったのだ。すぐに、傷口から血を絞り出し水道の流水で洗い、アルコール綿をつけた。その場を通りかかった同僚に針を刺してしまったことを話したところ、「大丈夫か?」と声をかけられたという。

しかし、事故を病院に届けなければと一度は思ったものの、退職間近のKさんは、「労災のカルテ作成等で職場に手数をかけるのは気詰まりだ。感染するとは限らない…」と自分に言い聞かせ、事業所である病院への届け出を事実上怠ってしまったのだ。

退職してからの1年は平穏だった。そして肝炎の診断を受け、あの針刺し事故以外に感染は考えられないと、以前の職場に連絡した。当時、届け出を受けていなかった病院側としては困惑したようだ。自分の判断の誤りを反省しつつ、Kさんは針刺し事故の事実を証明し、労災認定を受けたいとセンターを訪れた。

昨年9月、八王子労働基準監督署へ労災請求し、1999年3月の針刺し事故の経緯、および事故前の肝機能検査データ、事故後1年間の生活を検証し、感染は前述の針刺し事故によるとの確信を意見書で訴えた。現認者として、事故直後の流し場で会話を交わした元同僚からも、事故が事実であったことの証明に協力を得た。針刺し事故から2年たった今年3月、KさんのC型肝炎は業務上と決定された。

認定決定を喜びつつ、残念でならないのは、2年前、Kさんが病院側への報告を躊躇してしまったことだ。20年勤め上げた病院を退職するKさんがすべきだったのは、報告手続きの煩雑さを気遣うことではなかった。求められていたのは、Kさんの事故報告が今後も現場で働く同僚たちの針刺し防止対策に活かされることだったのではないだろうか。

(東京労働安全衛生センター)

3年間のストレス・キャンペーン開始

イギリス●成果評価のための調査も実施

労働関連ストレスに関する3年間のキャンペーンの、真のインパクトを評価するのに役立つに違いない調査の報告書が、イギリス労働安全衛生庁(HSE)から出版された。このレポート—労働関連ストレス・キャンペーン評価のためのベースラインの測定—は、

労働医学研究所（IOM）のアデル・ピルキントン博士率いるチームによって実施された。調査の主な結果は、回答者の76％がストレスは他の職場の安全衛生問題と同じやり方で管理するべきだと回答、40％が自らの職場ではすでに労働関連ストレスを減少させる取り組みに着手していると回答、したということである。自らの職場ですでに、労働関連ストレスに対処するための初歩的なレベルの何らかの介入を用いていると回答した者のうちの35％についてのフォローアップ・インタビューの結果では、45％の回答者が自らの事業所は労働関連ストレスに取り組むのを助ける資源の存在を知らないと回答した。

この結果は、IOMチームが特別に開発したコンピュータに基づく質問用紙を使って、大・中・小事業所もれなくランダムに選んだ電話による調査に基づいたものである。電話によるフォローアップ・インタビューは、労働関連ストレスに対処するための具体的な介入を実施あるいは評価している事業所から抽出して実施された。

HSEでは、これらの指標が著しく改善されるものと期待しており、キャンペーンの最後に、再度調査されることになろう。キャンペーンは、ストレスに注意を喚起する日（National Stress Awareness Day、2000年11月1日）から始まり、これは安全衛生委員会（HSC）のより幅広いこの問題に関する戦略の一部となる。キャンペーンの次の段階は、いまや業務上疾病のもっとも大きな原因のひとつと認識されているこの問題に、事業所が取り組むことを助ける包括的なガイドのセットを出版することになるだろう。これらのガイドは、事業所に、この問題といかに取り組むかの実践的なアドバイスを提供する。

HSE衛生局の上級政策マネージャーであるエリザベス・ジンゲルは、次のように言っている。「この調査は非常に有用である。事業所は労働関連ストレスに取り組むための援助を必要としていることを教えてくれている。われわれは、そのために役立つものを提供しようと思っているが、宣伝だけでは病気になる人を減らすことはできないということも知っている。必要とされているのは、何かをするための上級経営陣の確固とした関与である」。

シリカを第1群発がん物質に

高知●産業衛生学会が暫定勧告

日本産業衛生学会は4月6日、高知で第74回総会を開催し、この場で、シリカを第1群（人間に対して発がん性がある）「発がん物質暫定物質（2001）」とする（新提案）などとした許容濃度等に関する委員会の勧告を了承した。

また、昨年の総会で勧告された、石綿（アスベスト）等の「発がん物質の過剰発がん生涯リスクレベルに対応する評価暫定値（2000）」等については、1物質の許容濃度を除き、「暫定」がとれて正式な勧告に格上げされた。

今回の勧告は、7月発行の「産業衛生学雑誌」に提案理由を含めて掲載され、特段の異議意見がなければ来年の総会で正式な勧告となるものと予想される。

今回のシリカに関する決定は、1997年にIARC（国際がん研究機関）がグループ1（ヒトに対して発がん性あり）と決定して以来、待ち望まれていたものである。

じん肺の主要な原因物質であるシリカ（二酸化珪素）に関しては、発がん性に着目した観点からの衛生対策と職業曝露による肺がんの補償対策の両面からの対策の充実が切に望まれている。

IARCやドイツ（MAK）、アメリカ（NTP）、韓国等々、国際的な評価が「明らかに確立」しているにもかかわらず、日本の行政は重い腰をあげようとしていない。それどころか、1・2月号で紹介したように、昨年末に相次いで、双方の対策に関して国際常識に逆行する2つの「専門家検討会」の報告をまとめたばかりである。

今回提案を行った許容濃度委員会の委員長がその一方の専門家会議に名を連ねていることは笑えない話である。

全国労働安全衛生センター連絡会議

〒136-0071 東京都江東区亀戸7-10-1 Zビル5階　TEL(03)3636-3882/FAX(03)3636-3881
E-mail joshrc@jca.apc.org　HOMEPAGE http://www.jca.apc.org/joshrc/

東　京●NPO法人 東京労働安全衛生センター　E-mail etoshc@jca.apc.org
〒136-0071 江東区亀戸7-10-1 Zビル5階　TEL(03)3683-9765 /FAX(03)3683-9766

東　京●三多摩労災職業病センター
〒185-0021 国分寺市南町2-6-7 丸山会館2-5　TEL(042)324-1024 /FAX(042)324-1024

東　京●三多摩労災職業病研究会
〒185-0012 国分寺市本町4-12-14 三多摩医療生協会館内　TEL(042)324-1922 /FAX(042)325-2663

神奈川●社団法人 神奈川労災職業病センター　E-mail k-oshc@jca.apc.org
〒230-0062 横浜市鶴見区豊岡町20-9 サンコーポ豊岡505　TEL(045)573-4289 /FAX(045)575-1948

新　潟● 財団法人 新潟県安全衛生センター　E-mail KFR00474@nifty.ne.jp
〒951-8065 新潟市東堀通2-481　TEL(025)228-2127 /FAX(025)222-0914

静　岡●清水地域勤労者協議会
〒424-0812 清水市小柴町2-8　TEL(0543)66-6888 /FAX(0543)66-6889

京　都●京都労働安全衛生連絡会議
〒601-8432 京都市南区西九条東島町50-9 山本ビル3階　TEL(075)691-6191 /FAX(075)691-6145

大　版●関西労働者安全センター　E-mail koshc@osk2.3web.ne.jp
〒540-0026 大阪市中央区内本町1-2-13 ばんらいビル602　TEL(06)6943-1527 /FAX(06)6943-1528

兵　庫●尼崎労働者安全衛生センター
〒660-0803 尼崎市長洲本通1-16-17 阪神医療生協気付　TEL(06)6488-9952 /FAX(06)6488-2762

兵　庫●関西労災職業病研究会
〒660-0803 尼崎市長洲本通1-16-17 阪神医療生協長洲支部　TEL(06)6488-9952 /FAX(06)6488-2762

兵　庫●ひょうご労働安全衛生センター
〒651-0096 神戸市中央区雲井通1-1-1 212号　TEL(078)251-1172 /FAX(078)251-1172

広　島●広島県労働安全衛生センター
〒732-0827 広島市南区稲荷町5-4 山田ビル　TEL(082)264-4110 /FAX(082)264-4110

鳥　取●鳥取県労働安全衛生センター
〒680-0814 鳥取市南町505 自治労会館内　TEL(0857)22-6110 /FAX(0857)37-0090

愛　媛●愛媛労働安全衛生センター
〒792-0003 新居浜市新田町1-9-9　TEL(0897)34-0900 /FAX(0897)37-1467

愛　媛●えひめ社会文化会館労災職業病相談室
〒790-0066 松山市宮田町8-6　TEL(089)941-6065 /FAX(089)941-6079

高　知●財団法人 高知県労働安全衛生センター
〒780-0010 高知市薊野イワ井田1275-1　TEL(0888)45-3953 /FAX(0888)45-3953

熊　本●熊本県労働安全衛生センター
〒861-2105 熊本市秋津町秋田3441-20 秋津レークタウンクリニック　TEL(096)360-1991 /FAX(096)368-6177

大　分●社団法人 大分県勤労者安全衛生センター
〒870-0036 大分市中央町4-2-5 労働福祉会館「ソレイユ」6階　TEL(097)537-7991 /FAX(097)534-8671

宮　崎●旧松尾鉱山被害者の会
〒883-0021 日向市財光寺283-211 長江団地1-14　TEL(0982)53-9400 /FAX(0982)53-3404

自治体●自治体労働安全衛生研究会　E-mail sh-net@ubcnet.or.jp
〒102-0085 千代田区六番町1 自治労会館3階　TEL(03)3239-9470 /FAX(03)3264-1432

(オブザーバー)

福　島●福島県労働安全衛生センター
〒960-8103 福島市船場町1-5　TEL(0245)23-3586 /FAX(0245)23-3587

山　口●山口県安全センター
〒754-0000 山口県小郡郵便局私書箱44号